

素案(R7.1.29現在)

# 第3期 香美町子ども・子育て支援事業計画

令和7(2025)年度ー令和11(2029)年度

令和7年3月

香 美 町

# 目 次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>P</b>
1. 計画策定の趣旨	
2. 新制度施行後の子育て支援にかかる動向	
3. 計画の位置づけ	
4. 第1期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況	
<b>第2章 子ども・子育てを取り巻く現状</b>	<b>P</b>
1. 人口等の動向	
2. 教育・保育施設の状況	
3. 子育てに関するアンケート調査集計結果から	
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b>	<b>P</b>
1. 基本理念	
2. 基本目標	
3. 教育・保育提供区域の設定	
4. 計画の体系	
5. 計画の期間	
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>P</b>
基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町	
基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町	
基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町	
基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町	
基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育てを支えることができる町	
<b>第5章 事業計画</b>	<b>P</b>
1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期	
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期	
3. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
<b>第6章 計画の推進方策</b>	<b>P</b>
1. 推進体制	
2. その責務と役割	

資 料

## □第1章 計画の策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

国では、平成15年(2003年)に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な施策が講じられ、平成24年(2012年)8月には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。また、令和元年(2019年)10月に、子ども・子育て支援法の一部改正により、子育てのための施設等利用給付が創設され、子育てに係る保護者の経済的負担の軽減が図られました。令和5年4月には、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現に向けた「こども家庭庁」が発足、また、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して「こども基本法」が施行され、こども施策を総合的に推進することとなりました。

本町においては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、平成27年(2015年)3月に『第1期香美町子ども・子育て支援事業計画』を策定し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行なわれるよう必要な措置を講じ、令和2年(2020年)3月に第2期計画を策定、この計画の計画期間の終期が令和6年度(2024年度)であることから、令和7年度(2025年度)を始期とする第3期の計画を策定するものです。

### 2. 近年のこども政策の動向

#### ○こども大綱

こども基本法の施行に基づき、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が令和5年(2023年)12月に閣議決定されました。この大綱では、すべてのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に幸福な生活(ウェルビーイング)を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

また、「こども大綱」の6つの基本方針及び重要事項の下、幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプランである「こどもまんなか実行計画」により取組の推進が図られています。

#### ○こども未来戦略

少子化が進む中で、国は、2030年代に入るまでを少子化傾向を反転できるラストチャン

スと捉え、企業も含めた社会経済の参加者全体で、子育て世帯を支え応援していくことが重要としています。これまでの少子化対策を踏まえて、令和5年(2023年)12月に「こども未来戦略」が閣議決定され、政策強化のための具体策に対して3.6兆円程度にも及ぶ大規模な予算が盛り込まれました。

この「こども未来戦略」では、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念の下に、令和8年度(2026年度)までを集中取組期間と位置づけ、「こども・子育て支援加速化プラン」として具体的な施策が実施されています。

### ○こどもの居場所づくり

すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動や外遊びの機会に接することで、社会で生き抜く力を得て、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に成長することで、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、こどもの居場所づくりの実現が図られています。

#### 「こども」及び「子ども」表記について

こども基本法における基本理念から、通常の場合は「こども」表記が推奨されていますが、「こども」表記しない特別な場合として法令に根拠がある語を用いる場合があります。本計画は、子ども・子育て支援法に基づく計画であり、以下、個別の名称等を除き「子ども」と表記します。

## 3. 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化するとともに新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を図るものです。

これまでの『第2期香美町子ども・子育て支援事業計画』の基本理念、基本目標を継承し、子どもと家庭にかかわる施策を体系化し多岐の分野にわたる総合的な展開を図るものとして、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の性格を併せ持つこととします。

また、さまざまな分野の取組を総合的かつ一体的に進めるための総合計画等の上位計画や、地域福祉計画、男女共同参画行動計画、障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、教育振興基本計画等との整合性を持たせた町の子育て支援にかかる総合計画として策定します。

#### 4. 第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

分野	施策名	取組内容	進捗状況	
			実施中	未実施
<b>基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町</b>				
(1) 子どもと親の健康づくりの推進	①結婚届出時の啓発	妊娠に関する情報や相談窓口等を紹介したリーフレットを配布し、意識の高揚を図る	○	
	②妊娠の届出及び母子(親子)健康手帳の交付	妊娠早期届出の啓発、全妊婦に対する相談援助、ハイリスク妊婦の早期発見、早期支援	○	
		『母子(親子)健康手帳』の配布及び子育て情報の発信、『母子健康管理指導事項連絡カード』等の有効活用の支援	○	
		マタニティマークの普及啓発	○	
	③妊婦健康診査の充実	妊婦健康診査の公費助成、妊婦の全数把握によるハイリスク妊婦の支援	○	
	④妊産婦歯科健康診査の充実	妊産婦歯科健康診査の実施、受診率向上	○	
	⑤妊産婦保健指導	家庭訪問による日常生活全般の保健指導	○	
		教室等の開催による保健指導	○	
		妊婦の喫煙・飲酒等をなくする保健指導と生活習慣や感染予防の啓発活動	○	
	⑥ハイリスク妊産婦対策の充実	若年妊産婦や高齢妊産婦に対する保健指導等の充実	○	
		シングルマザーや外国人妊産婦が抱える不安に対する支援	○	
	⑦不育症治療支援の推進	不育症の早期受診・早期治療の促進、不育症治療費用の一部助成	○	
	⑧不妊治療等への支援の拡充	不妊治療費用の一部助成、不妊に関する相談窓口の情報提供	○	
	⑨子育て世代包括支援センターの利用啓発の促進と機能強化	母子保健、育児等を総合的に支援する拠点として、子育て世代包括支援センターを開設し、妊産婦等からの相談対応、情報提供	○	
	⑩産前産後ヘルパー派遣事業の充実	妊娠中又は出産後に家事や育児を行うことが困難な場合にヘルパーを派遣	○	
	⑪子育て経験を活かした同世代の母親による妊産婦へのサポート	妊産婦に対し先輩ママによる子育てモデルとしてサポート	○	
	⑫新生児訪問指導事業の推進	新生児訪問等による産後うつ等の早期発見・早期支援、新生児訪問指導の実施、必要な家庭への養育支援	○	
	⑬相談窓口の充実	保健師、助産師等が各区に出向いての個別相談や子育て教室を開催、電話相談等の活用の啓発	○	
	⑭健康診査の充実	乳幼児の発育・発達に節目に応じた乳幼児健康診査と5歳児発達相談の実施	○	
	⑮子育て教室等の開催	子育て・孫育てや歯科保健、栄養に関する教室を実施	○	
	⑯予防接種の推進	未接種児対策に重点を置いた接種率の向上	○	
		感染症や予防接種に関する情報の適時適切な提供	○	
⑰歯科保健対策の推進	乳幼児を対象とする歯科健康診査、むし歯予防教室、歯科保健指導、歯科健康教育の充実	○		
⑱家族等の禁煙の推進	乳幼児のいる家庭での喫煙率減少に取り組む	○		
⑲産後ケア事業の充実	産後母子の心と体のケアや授乳指導、育児相談を医療機関や在宅助産師訪問で受けることができる産後ケアの実施	○		
⑳新生児聴覚検査の推進	新生児期の聴覚検査の費用を助成	○		
㉑産婦健康診査の推進	出産後の産婦健康診査の費用を助成	○		
㉒産後ケアリスト等を活用したファミリー	産後母子ケアの専門家を活用した母子やその家庭へのサポート	○		

	ー・サポート			
(2) 次代の親の育成支援	①生・性に関する正しい知識の普及啓発	学校での性教育・性感染症予防教育の充実、子育て中の母子と中学生とのふれあい事業の継続実施	○	※新型コロナ以降、中学生とのふれあい事業を控えている
	②喫煙、飲酒等に関する教育の推進	未成年者の喫煙、飲酒等に関する教育を効果的に取り組むためのネットワーク体制の整備、学校や地域社会での予防啓発活動の推進	○	
	③相談体制の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による相談、「こころの健康相談」による思春期の子どもやその家族への専門医による相談を実施	○	
	④食育の推進	関係機関と連携し成長に合わせた食育を推進 「食」への関心を高め、食べもの大切さを学び、食文化を伝える取組を推進	○ ○	
<b>基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町</b>				
(1) 教育・保育の提供体制の充実	①少人数教育の充実と幼稚園預かり保育事業の実施	現行幼稚園による少人数教育の充実、預かり保育事業や放課後児童健全育成事業を実施	○	
	②保育所への支援及び認定こども園への移行支援	既存保育施設の運営等、認定こども園への移行も含めた支援	○	
	③時間外保育事業	保育時間の延長が必要と認めた園児を対象に時間外保育事業を実施	○	
		小代認定こども園での保育時間の拡充		○
	④病児保育事業	香住区で病児対応型1施設、体調不良児対応型2施設で実施 村岡・小代区内での実施について再度検討	○ ○	
	⑤放課後児童健全育成事業	公民館や学校の余裕教室等全小学校区で放課後児童クラブを開設、放課後子ども教室と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進	○	
	⑥幼児教育・保育に関する支援を行う者の配置	教育・保育に関する専門性を有する指導主事を配置	○	
⑦教育・保育施設の再編	幼稚園や保育所の再編協議を進めるとともに、幼稚園預かり事業や放課後児童健全育成事業の保育体制の見直し	○		
(2) 子育てサービスの質の向上・充実	①保育士確保への取り組み	ハローワーク等との連携、潜在保育士の再就職に関する相談や資格取得の支援、保育士の処遇改善の推進	△	保育士の情報収集のみ実施
	②保育士の資質の向上	参加型研修の実施など、保育士の資質の向上のために必要な支援	○	
	③相談体制の充実	子育て・子育て支援センター、子育て包括支援センター等での子育て相談、保育所等や子育て支援事業等に関する情報提供	○	
<b>基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町</b>				
(1) 子育て家庭への支援の充実	①地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）	子育て関係機関等と連携し、各種教室や研修会等を開催し地域の“子育て力”を高める	○	
		子育てサークル等、子育てに関して自主的に活動を行うサークルの育成及び活動支援	○	
	②子育て支援施設等の利用増進	子育て支援施設等に子育て中の親子が集い、異世代が気軽に交流できるよう啓発	○	
	③一時保育事業	保育所に入所していない乳幼児を一時的に保育する事業を町内全域で実施	○	
	④子育て短期支援事業	家庭で児童の養育が一時的に困難となった場合に、原則1週間以内で児童又は保護者を児童福祉施設に入所させ、養育及び保護を行う	○	
⑤子育て支援情報の適切な提供	『こそだてガイドブック』による情報提供、インターネット等の活用、子育て情報の発信等新たなICT導入の検討	○		

基本目標Ⅳ：安心して子どもを産み育てることができる町				
(1) 配慮を必要とする子ども・家庭への支援	①被害に遭った子ども等の保護の推進	カウンセリング、保護者に対する助言など、学校等と連携し支援を実施、保護を必要とする子どもは、関係機関との連携を迅速に図り、健全な育成を支援	○	
	②児童虐待防止対策の充実	家庭での適切な養育を促進するとともに、ホームヘルパー等を派遣	○	
		要保護児童対策地域協議会の構成機関を中心に、児童虐待の早期発見・早期対応の取組	○	
	③障害児等の支援施策の充実	未熟児養育事業 訪問指導の実施と療育医療に対する支援	○	
		障害児保育事業 特定教育・保育施設や放課後児童クラブへの障害者の受け入れの配慮及び受入施設等への支援	○	
		5歳児発達相談事業 5歳児を対象にスクリーニング、相談など実施	○	
		保育所幼稚園等巡回相談事業 臨床心理士・保健師の幼稚園等の巡回による助言等の適切な支援	○	
		障害児等療育支援事業 健診日等の専門医や臨床心理士、保健師等による個別相談	○	
		障害児通所支援事業 放課後等デイサービスの量的・質的確保、児童発達支援センター等の体制整備	○	
		障害児相談支援事業 障害者支援利用計画作成の質的向上を図る放課後等デイサービスの量的・質的確保、児童発達支援センター等の体制整備	○	
④ひとり親家庭への支援	福祉施策・取組についての情報提供と併せ相談体制を充実し、ひとり親家庭の自立を支援	○		
⑤アレルギーのある子どもへの支援	乳幼児健康診査等を通じてぜん息やアレルギー疾患の情報提供を行い、教育・保育施設等での給食の食物アレルギーによる事故を防止	○		
⑥外国につながるのある子どもへの支援	外国につながるのある家庭が安心して子育てができるよう支援と、日本語指導が必要な児童生徒への教育的ニーズに応じた支援	○		
(2) 子育て世帯への経済的支援	①保育料の軽減	無償化されていない3歳児未満について国の定める基準額から減額し、経済的負担を軽減	○	
	②第3子以降を育てる世帯への支援	放課後児童クラブを利用する第3子以降の利用料を減額して支援	○	
	③児童手当	中学校修了までの児童を養育する方に児童手当を支給	○	
	④医療費の助成	乳幼児等医療費助成制度等の実施により、子どもにかかる医療費を経済的に支援	○	
	⑤実費徴収に係る補足給付を行う事業	児童にかかる日用品、文具等物品購入に要する費用等の実費徴収部分について、世帯の所得状況等を助産し助成	○	
	⑥義務教育終了までの子どもや家庭への支援	地域や社会全体で課題を解決する意識を持ち、子どものことを第一に考え、義務教育終了までの子どもや家庭を支援	○	
(3) 子どもの安全確保	①事故防止	小児の急病時の対応について健診や教室等を通して啓発	○	
	②交通安全対策活動の推進	関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進	○	
	③犯罪等の被害防止活動の推進	犯罪等に関する情報提供の推進 子どもの犯罪・事故等の被害から守るため、適切な情報提供	○	
地域ぐるみの防犯活動の推進 緊急避難場所「子ども110番の家」を再点検し、青色防犯パトロールや登下校時の見守り活動などの防犯活動を推進		○		

		防災教育の推進 子どもの犯罪・事故等の被害から守るため、災害時の避難場所等の再点検、計画的な避難訓練等、防災教育を推進	○		
<b>基本目標V：地域で子育て・子育てを支えることができる町</b>					
(1) 地域における子育て支援	①自主的な子育てグループの育成	就学前の子どもの親たちによる自主的な活動や仲間づくりに対し支援	○		
	②地域で子育てを支える人材の育成	地域ぐるみで親子を支える機運を高め、子育て世代を支援	○		
	③子育て世代と祖父母世代の交流の推進	子育て世代が孤立しないための祖父母世代との交流	○		
(2) 職業生活と家庭生活の両立の推進	①ワーク・ライフ・バランスの推進	企業や地域へのワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する情報提供、取組への積極的な支援	○		
	②仕事と子育ての両立支援	ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会等の実施等の企業による「ひょうご仕事と生活センター」事業の活用促進、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業への支援	○		
(3) 子どもの教育環境の整備	①学校の教育環境等の整備	個に応じたきめ細かな指導の徹底など「確かな学力の確立」	○		
		道徳教育の充実など「豊かな心づくりの推進」	○		
		豊かなスポーツライフを継続する資質や能力の育成など「健やかな体づくりの推進」	○		
		学校教育施設の不具合箇等の営繕・修繕の実施による「安全・安心の学校づくりの推進」	○		
	②魅力ある幼稚園教諭の養成	専門委員会によるカリキュラムの検討や教育研修所の研修を充実、地域に根ざした特色ある園活動に資する研修の充実	○		
		③家庭や地域の教育力の向上	親学習（親業）の充実 多くの親が集まる機会を利用した子育て学級や学習講座の開催	○	
			子育て家庭の支援 子育て経験をした人たちを子育て支援の人材として育成し、地域で子育て家庭を支援		○
			地域ぐるみの教育支援 学校評議員制度などを活用し開かれた「地域とともにある学校づくり」を推進し、環境体験事業など家庭や地域と協力	○	
		ふるさと教育の推進 学校・家庭・地域が一体となって特色ある「ふるさと教育」を推進	○		
		(4) 子どもの生活環境の充実	①子どもが安心して遊べる遊び場所の整備	成長に応じて遊べる公園の整備に努め、自治会等が行う子どもの遊び場の整備を支援	○
②放課後子ども教室の拡充	放課後子ども教室実施校の拡充を図るとともに、「新・放課後子ども総合プラン」を推進		○		
③子どもの健全育成	有害図書や有害情報の規制の働きかけ 有害図書販売店への立ち入り調査により、関係業者に対する自主的規制・措置の働きかけ		○		
	問題行動への予防対策 インターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発の推進	○			

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1. 人口等の動向

#### (1) 人口の推移

香美町の人口は、平成12年（2000年）と令和2年（2020年）を比べてみると7,207人減少し、その減少率は拡大傾向にあります。この減少傾向は、今後も続き、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」では、令和32年（2050年）の人口は7,050人となるとされており、令和2年（2020年）の16,064人の半数をも下回る結果となっています。

また、令和32年（2050年）の0歳から4歳まで、5歳から9歳までの人口は、それぞれ令和2年（2020年）の3分の1以下にまで減少します。

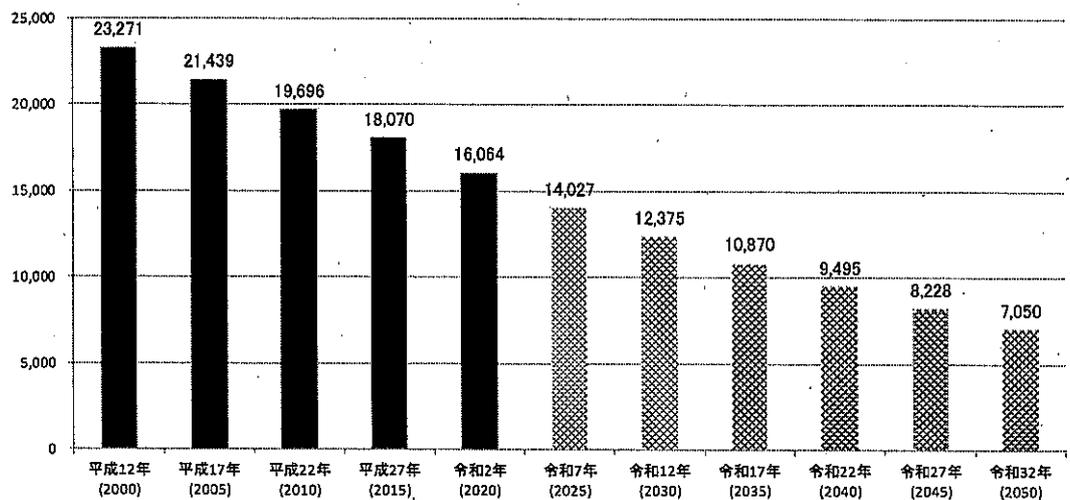
#### ■人口の推移

	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
香美町	23,271	21,439	19,696	18,070	16,064	14,027	12,375	10,870	9,495	8,228	7,050
対前年増減		-1,832	-1,743	-1,626	-2,008	-2,037	-1,652	-1,505	-1,375	-1,267	-1,178
対前年増減比		-7.9%	-8.1%	-8.3%	-11.1%	-12.7%	-11.8%	-12.2%	-12.6%	-13.3%	-14.3%
H27経過年数				0	5	10	15	20	25	30	35
H27比較人口				0	-2,008	-4,043	-5,695	-7,200	-8,575	-9,842	-11,020

香美町	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)	令和32年 (2050)
0～4歳	585	410	289	244	213	177	156	135
5～9歳	664	588	410	295	249	218	181	160

※令和2年までは国勢調査結果

※令和5年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」



## (2) 年齢3区分別人口の推移

年齢3区分別の人口では、令和2年(2020年)には増加傾向であった65歳以上人口も含め、全ての年齢区分において減少しています。さらに、平成27年との年齢区分別の人口割合の比較では、年少人口割合(0~14歳)が減少し、老年人口割合(65歳以上)が増加している状況からも、少子高齢化が一層進行していることがわかります。

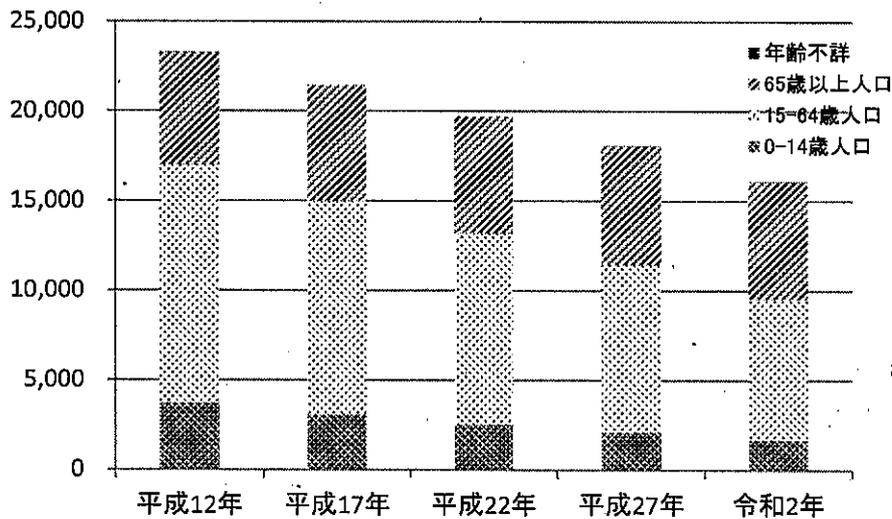
### ■年齢3区分別人口の推移

(単位：人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0-14歳人口	3,701	3,063	2,495	2,065	1,661
15-64歳人口	13,299	11,906	10,680	9,374	7,870
65歳以上人口	6,270	6,470	6,521	6,630	6,530
年齢不詳	1	0	0	1	3
計	23,271	21,439	19,696	18,070	16,064

老年人口割合(65歳以上人口/人口)	26.9%	30.2%	33.1%	36.7%	40.6%
年少人口割合(0-14歳以上人口/人口)	15.9%	14.3%	12.7%	11.4%	10.3%



### (3) 出生の動向

出生数は、各年度において多少の増減はあるものの、平成27年度(2015年度)と令和5年度(2023年度)を比べると51人減少しています。

香美町の合計特殊出生率は1.36で、平成27年までと比較しても急激に下がり、全国の数値は上回っているものの、令和2年(2020年)には初めて県の数値を下回りました。人口を維持するために必要な合計特殊出生率は、2.07とされており、今後も人口減が予測されます。

#### ■出生数の動向

(単位：件)

自治区	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31・ 令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
香住区	78	65	71	69	55	34	42	46	36
村岡区	13	17	13	13	16	12	9	9	9
小代区	8	10	4	7	9	7	5	5	3
計	99	92	88	89	80	53	56	60	48

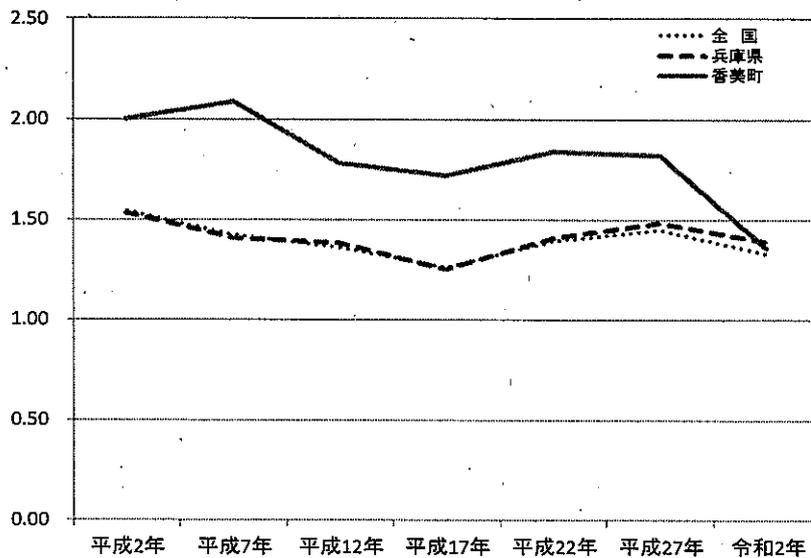
※4月1日～3月31日

(資料：町民課)

#### ■合計特殊出生率

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
香美町	2.00	2.09	1.78	1.72	1.84	1.82	1.36
兵庫県	1.53	1.41	1.38	1.25	1.41	1.48	1.39
全国	1.54	1.42	1.36	1.26	1.39	1.45	1.33

(資料：兵庫県HPより)



#### (4) 婚姻の動向

婚姻件数は、平成27年(2015年)に46件、令和4年(2022年)に34件で、年により増減を繰り返していますが、平成31年・令和元年(2019年)以降30人台と低い水準で推移しています。離婚件数は大きな変動は見られず、やや減少傾向にあります。

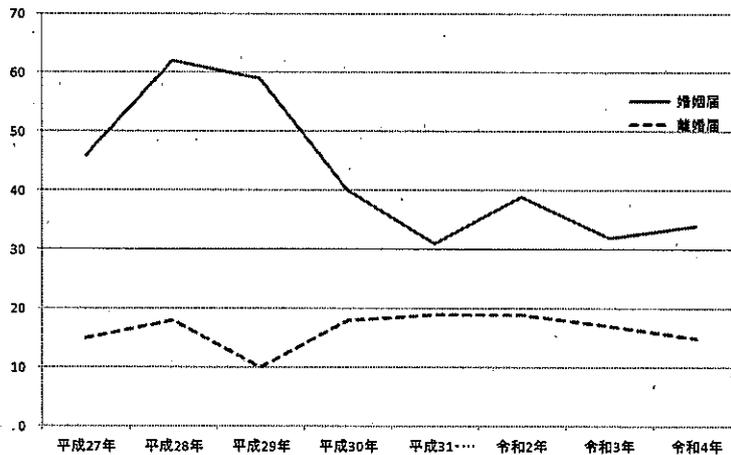
一方で、国勢調査による未婚率の推移をみると平成17年(2005年)から令和2年(2020年)にかけて、特に男性ではどの年齢層においても未婚率の割合が増加し、未婚化が進行しています。

#### ■婚姻・離婚届出数の推移

(単位:件)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31・ 令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
婚姻届	46	62	59	40	31	39	32	34
離婚届	15	18	10	18	19	19	17	15

※1月1日～12月31日 (資料:人口動態統計)



#### ■未婚者数と未婚率の推移

《男性》 (人)

総数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
30～34歳	537	430	397	264
35～39歳	521	510	421	369
40～44歳	602	499	513	401
45～49歳	715	596	485	505

未婚者	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
30～34歳	271	214	209	155
35～39歳	173	203	171	153
40～44歳	153	143	187	149
45～49歳	133	147	136	163

未婚率	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
30～34歳	50.5%	49.8%	52.6%	58.7%
35～39歳	33.2%	39.8%	40.6%	41.5%
40～44歳	25.4%	28.7%	36.5%	37.2%
45～49歳	18.6%	24.7%	28.0%	32.3%

《女性》 (人)

総数	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
30～34歳	512	402	323	262
35～39歳	524	501	395	303
40～44歳	607	515	481	393
45～49歳	704	592	490	475

未婚者	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
30～34歳	127	129	99	92
35～39歳	81	85	90	60
40～44歳	33	72	58	81
45～49歳	26	27	63	56

未婚率	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
30～34歳	24.8%	32.1%	30.7%	35.1%
35～39歳	15.5%	17.0%	22.8%	19.8%
40～44歳	5.4%	14.0%	12.1%	20.6%
45～49歳	3.7%	4.6%	12.9%	11.8%

(資料:国勢調査)

### (5) 世帯数の推移

平成12年(2000年)の世帯数は6,878世帯、令和2年(2020年)には5,912世帯となり、966世帯が減少し、一世帯当たりの人数も、3.38人から2.72人へ0.66人減少しています。

核家族の割合は、平成12年(2000年)の47.3%から令和2年(2020年)の52.0%へ4.7%増加しています。家族形態は、「夫婦と子」の世帯数が大きく減少している一方で、「男親と子」及び「女親と子」の世帯が増加傾向にあります。

核家族世帯のうち65歳以上の世帯数は、平成27年(2015年)までは増加が続いていましたが、令和2年(2020年)には減少しています。家族形態では、「夫婦のみ」と「夫婦と子」の世帯が増加傾向ですが、一方で「女親と子」の世帯数の減少が大きく、平成27年(2015年)の351世帯が、令和2年(2020年)では177世帯と174世帯に大きく減少しています。

(※精査が必要)

#### ■世帯数等の推移

(単位：世帯)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
世帯数の推移(A)	6,878	6,630	6,449	6,228	5,912
1世帯当たり人数	3.38	3.23	3.05	2.90	2.72
核家族世帯数(B)	3,254	3,259	3,162	3,077	3,077
夫婦のみ(C)	1,306	1,340	1,307	1,301	1,327
夫婦と子(D)	1,464	1,382	1,309	1,223	1,134
男親と子(E)	71	76	89	89	103
女親と子(F)	413	461	457	464	513
核家族割合(B/A)	47.3%	49.2%	49.0%	49.4%	52.0%
夫婦のみ世帯割合(C/A)	19.0%	20.2%	20.3%	20.9%	22.4%
夫婦と子世帯割合(D/A)	21.3%	20.8%	20.3%	19.6%	19.2%
男親と子世帯割合(E/A)	1.0%	1.1%	1.4%	1.4%	1.7%
女親と子世帯割合(F/A)	6.0%	7.0%	7.1%	7.5%	8.7%
65歳以上					
核家族世帯数(G)	1,446	1,651	1,724	1,817	1,708
夫婦のみ(H)	848	920	904	935	971
夫婦と子(I)	302	369	425	463	488
男親と子(J)	35	50	61	68	72
女親と子(K)	261	312	334	351	177
核家族割合(G/B)	44.4%	50.7%	54.5%	59.1%	55.5%
夫婦のみ世帯割合(H/C)	64.9%	68.7%	69.2%	71.9%	73.2%
夫婦と子世帯割合(I/D)	20.6%	26.7%	32.5%	37.9%	43.0%
男親と子世帯割合(J/E)	49.3%	65.8%	68.5%	76.4%	69.9%
女親と子世帯割合(K/F)	63.2%	67.7%	73.1%	75.6%	34.5%

(資料：国勢調査)

## (6) 産業構造別就労人口と女性の就労状況の推移

国勢調査による産業別就労者数の推移をみると、就労人口全体で、平成27年(2015年)の8,831人から令和2年(2020年)は7,902人と大幅に減少している状況において、産業別の割合は、第1次産業に従事する割合が減少傾向に、第3次産業に従事する割合が増加傾向にあります。

15～54歳の就労状況を見ると、男性の就職率が平成27年(2015年)の84.5%から令和2年(2020年)の78.8%と5.7%減少し、女性の就職率は横ばいとなっています。

女性の年齢階層別就業率は、平成27年(2015年)と令和2年(2020年)との比較で、45歳から49歳まででわずかに減少したものの、その他の階層ではすべて増加しており、国・県との比較でも15歳から19歳までを除いて大幅に上回っており、女性の就業意欲が高くなったといえます。特に55歳から59歳までが5.8%、60歳から64歳までが12.0%増加と、子育てを終える世代の就業率が伸びています。

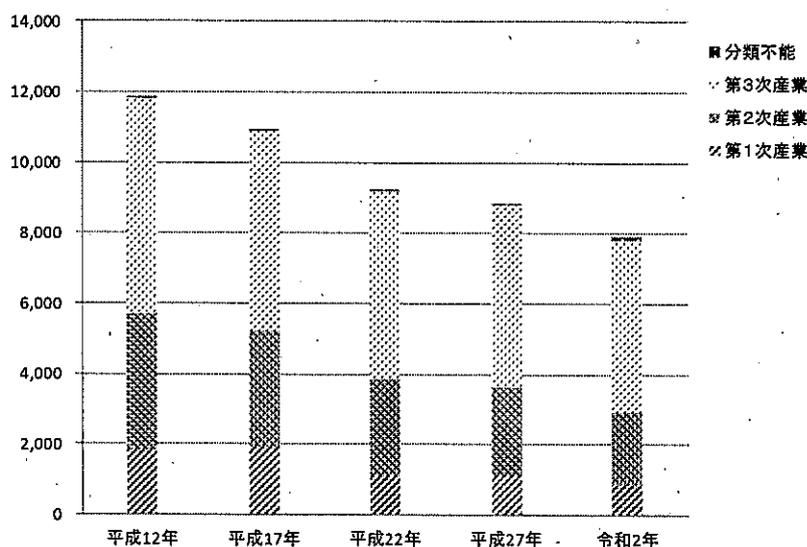
### ■産業構造別就労人口の推移

(単位：人)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	1,844	1,901	1,108	1,124	836
第2次産業	3,847	3,287	2,746	2,490	2,106
第3次産業	6,139	5,720	5,325	5,200	4,843
分類不能	15	20	24	17	117
計	11,845	10,928	9,203	8,831	7,902

(資料：国勢調査)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	15.6%	17.4%	12.0%	12.7%	10.6%
第2次産業	32.5%	30.1%	29.8%	28.2%	26.7%
第3次産業	51.8%	52.3%	57.9%	58.9%	61.3%
分類不能	0.1%	0.2%	0.3%	0.2%	1.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%



■産業構造別（男女別）就労人口の推移（15～54歳）

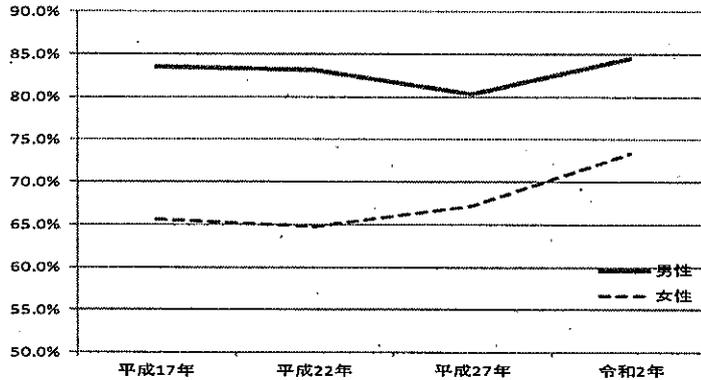
（単位：人、％）

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
男性	総人口	4,513	3,852	3,390	2,829
	就業人口	3,754	3,095	2,865	2,229
	就職率	83.2%	80.3%	84.5%	78.8%
女性	総人口	4,315	3,741	3,135	2,580
	就業人口	2,796	2,512	2,299	1,900
	就職率	64.8%	67.1%	73.3%	73.6%
計	総人口	8,828	7,593	6,525	5,409
	就業人口	6,550	5,607	5,164	4,129
	就職率	74.2%	73.8%	79.1%	76.3%

（資料：国勢調査）

※15歳～54歳の就労人口の推移について

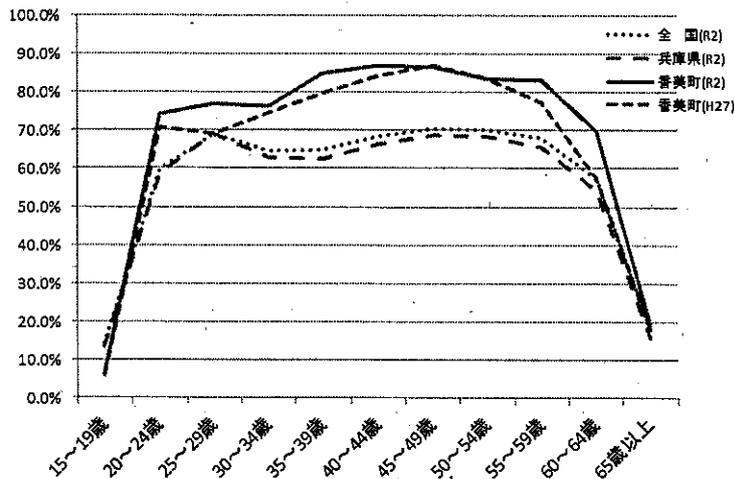
- ・合計特殊出生率算出年齢 15～49歳
- ・就学前年齢5歳⇒15～54歳



■女性の年齢階層別就業率

就労者/総数	全 国(R2)	兵庫県(R2)	香美町(R2)	香美町(H27)
15～19歳	14.2%	13.6%	6.5%	6.0%
20～24歳	59.7%	58.9%	74.3%	70.9%
25～29歳	68.9%	69.1%	76.8%	69.1%
30～34歳	64.5%	62.8%	76.3%	74.6%
35～39歳	64.9%	62.4%	84.8%	79.7%
40～44歳	68.5%	66.3%	86.8%	84.0%
45～49歳	70.6%	68.7%	86.5%	86.9%
50～54歳	70.2%	68.3%	83.5%	83.4%
55～59歳	68.0%	65.6%	83.1%	77.3%
60～64歳	57.3%	54.3%	69.6%	57.6%
65歳以上	18.1%	15.8%	19.3%	18.0%
総数(15歳以上年齢)	46.5%	44.4%	47.0%	46.1%

（資料：R2国勢調査）



## 2. 教育・保育施設の状況

(令和6年4月1日現在)

満年齢	区分	香住区	村岡区	小代区
	3年生	香住第一中学校		村岡中学校
	2年生			
	1年生			
	6年生	放課後児童クラブ 柴山小学校	放課後児童クラブ 香住小学校	放課後児童クラブ 余部小学校
	5年生	放課後児童クラブ 柴山小学校	放課後児童クラブ 香住小学校	放課後児童クラブ 余部小学校
	4年生	放課後児童クラブ 柴山小学校	放課後児童クラブ 香住小学校	放課後児童クラブ 余部小学校
	3年生	放課後児童クラブ 柴山小学校	放課後児童クラブ 香住小学校	放課後児童クラブ 余部小学校
	2年生	放課後児童クラブ 柴山小学校	放課後児童クラブ 香住小学校	放課後児童クラブ 余部小学校
	1年生	放課後児童クラブ 柴山小学校	放課後児童クラブ 香住小学校	放課後児童クラブ 余部小学校
満6歳	5歳児	幼稚園 柴山	幼稚園 香住	幼稚園 余部
満5歳	4歳児	柴山保育所	みなと保育園 青葉保育園	宝樹保育園
満4歳	3歳児			
満3歳	2歳児			
満2歳	1歳児			
満1歳	0歳児			
				小代認定こども園

### 3. 子育てに関するアンケート調査集計結果から

#### 調査の概要

##### 〔1〕調査の目的

「第3期香美町子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎となる「幼児教育・保育・地域の子育て支援」の「量の見込み」の設定に必要な「今後の利用希望」を把握するため、就学前の児童を養育する保護者を対象に「ニーズ調査」を実施しました。

##### 〔2〕調査設計

###### （1）調査対象

香美町内に居住する就学前児童 464人（回答は保護者（325世帯）に依頼）

###### （2）調査方法

施設入所児童は各施設を通じ配布及び回収を行い、在宅で保育する世帯については、郵送で配布・回収を行いました。

###### （3）調査期間

令和6年2月26日（月）～令和6年3月5日（火）

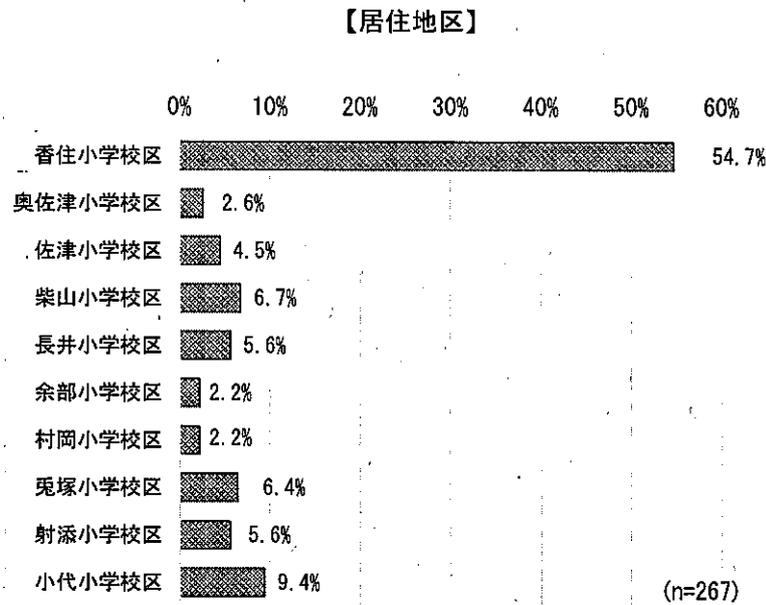
##### 〔3〕回収結果

	調査対象数	有効回答数	有効回答率
世帯数	325世帯	267世帯	75.9%
(うち)児童数	464人	391人	84.2%

※ このアンケート調査集計結果における小学校区は、調査時点における小学校区です。したがって、現香住小学校に統合（令和6年4月1日）前の旧小学校区ごとの集計結果になります。

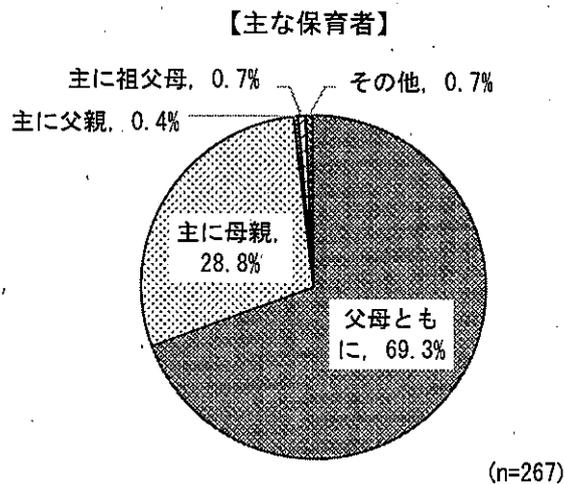
### (1) アンケート回答者の居住地区

- 居住地区は、「香住小学校区」が54.7%と半数以上を占めており、次いで「小代小学校区」が9.4%と高くなっています。



### (2) 主な保育者

- 子育てを主に行っているのは、「父母ともに」が69.3%を占めており、次いで「主に母親」が28.8%と高くなっています。

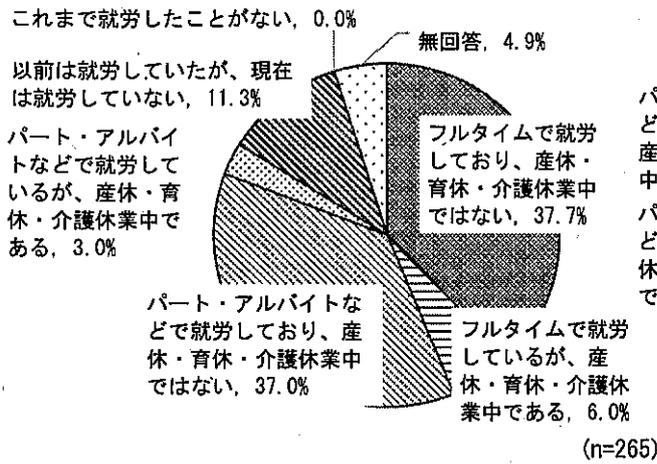


### (3) 保護者の就労状況・就労希望

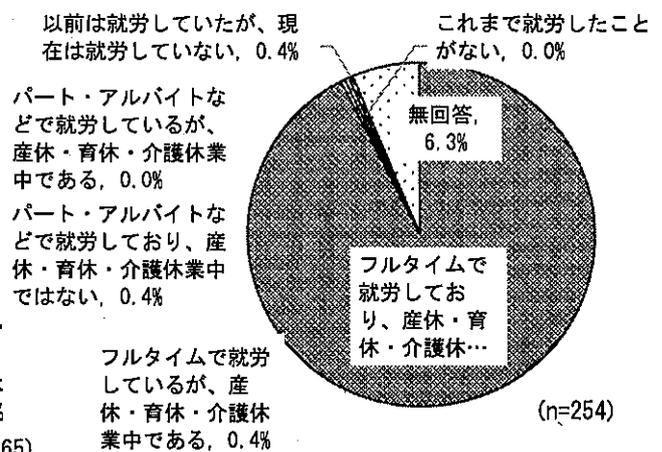
#### ①現在の就労状況

- 現在の就労状況について、母親では「フルタイムで就労（産休・育休中等含む）」が43.7%、「パート・アルバイトなどで就労（産休・育休中等含む）」が40.0%となっています。
- 父親では「フルタイムで就労（産休・育休中等含む）」が92.9%を占めています。

【母親の就労状況】



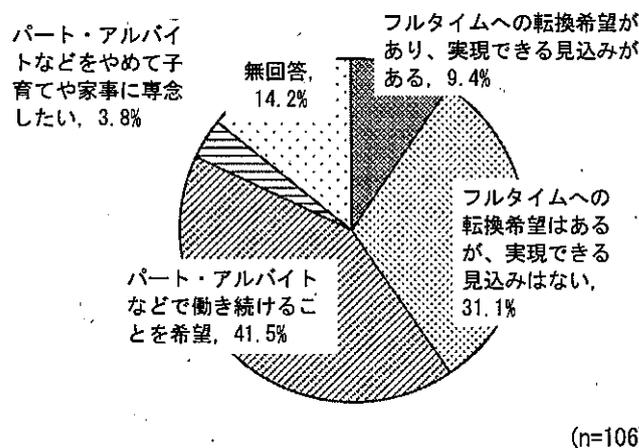
【父親の就労状況】



#### ②パート・アルバイト等からフルタイムへの転換意向

- パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望としては、「パート・アルバイトなどで働き続けることを希望」が41.5%を占めています。一方、実現できる見込みの有無にかかわらずフルタイムへの転換希望がある人は40.5%みられるものの、うち「実現できる見込みはない」の割合が高く31.1%となっています。

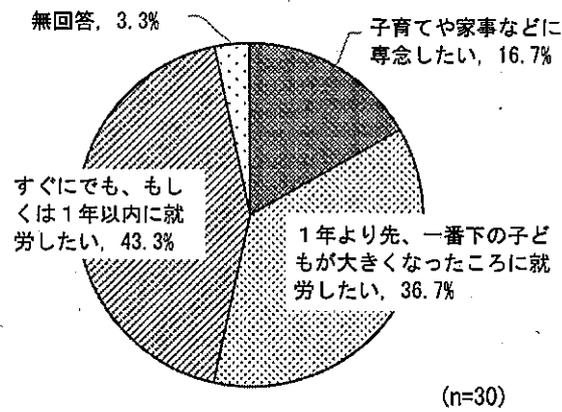
【フルタイムへの転換希望（母親）】



### ③未就労者の就労希望

- ・ 現在就労していない母親の就労希望としては、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が43.3%と最も高く、次いで「1年より先、一番下の子どもが大きくなったところに就労したい」が36.7%と高くなっています。また、父親の未就労者は1人で、「子育てや家事などに専念したい」と回答しています。

【未就労者の就労希望（母親）】



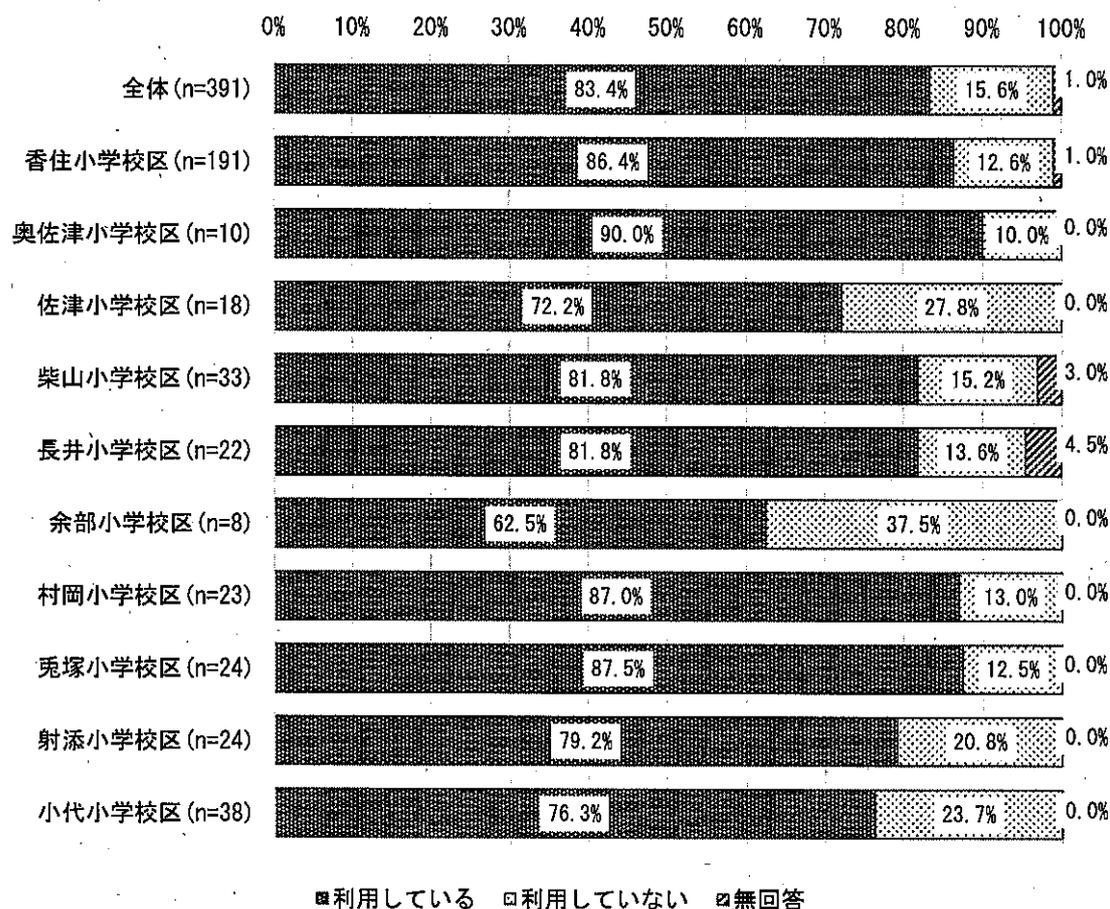
#### (4) 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用ニーズ

##### ①利用率と利用希望率

###### (ア) 利用率

- ・ 平日の定期的な教育・保育事業について、全体では「利用している」が83.4%に対し、「利用していない」が15.6%となっています。
- ・ 小学校区別にみると、「利用している」が奥佐津小学校区で90.0%、兎塚小学校区で87.5%、村岡小学校区で87.0%、香住小学校区で86.4%と高く、一方、「利用していない」は余部小学校区で37.5%、佐津小学校区で27.8%と高くなっています。

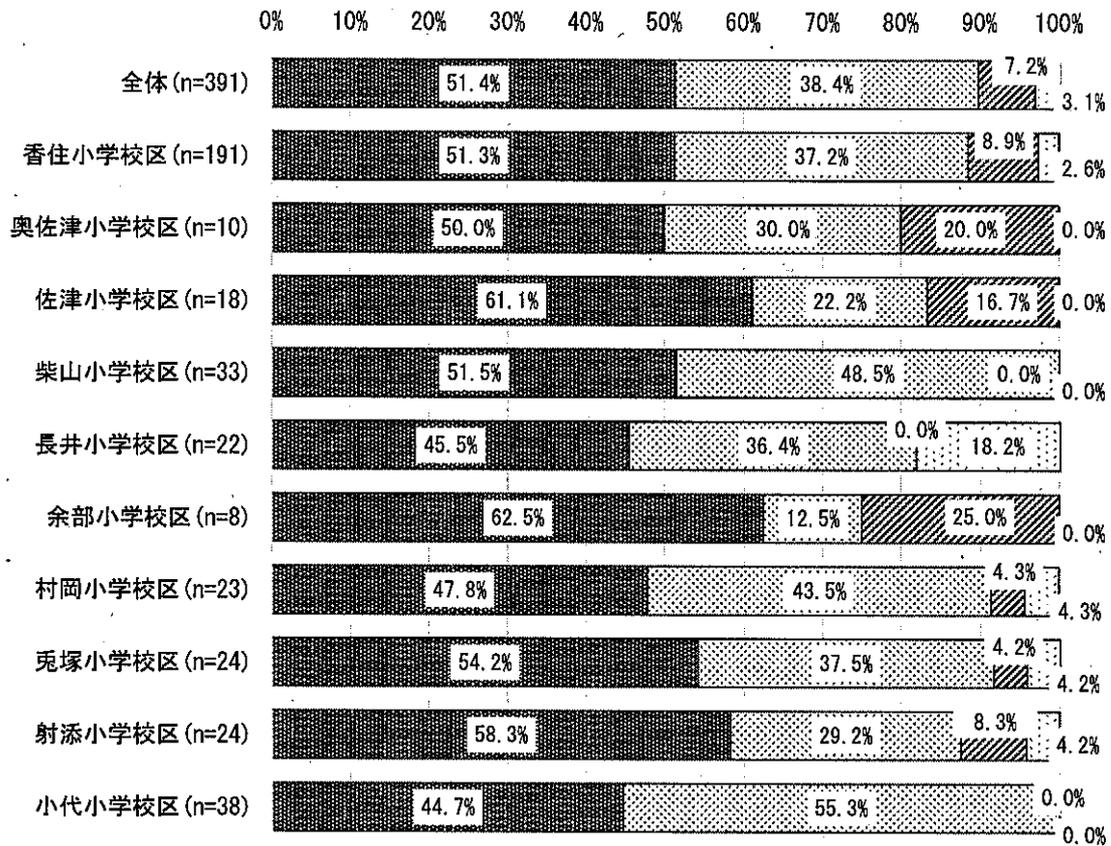
【定期的な教育・保育事業の利用率】



(イ) 利用希望率

- ・ 平日の教育・保育の事業の定期的な利用について、全体では「利用させたい」が51.4%と最も高く、「現在利用している事業のままでよい」が38.4%、「特に希望はない、わからない」が7.2%となっています。
- ・ 小学校区別にみると、「利用させたい」が余部小学校区で62.5%、佐津小学校区で61.1%、「現在利用している事業のままでよい」が小代小学校区で55.3%、柴山小学校区で48.5%、村岡小学校区で43.5%と、それぞれ高くなっています。

【定期的な教育・保育事業の利用希望率】



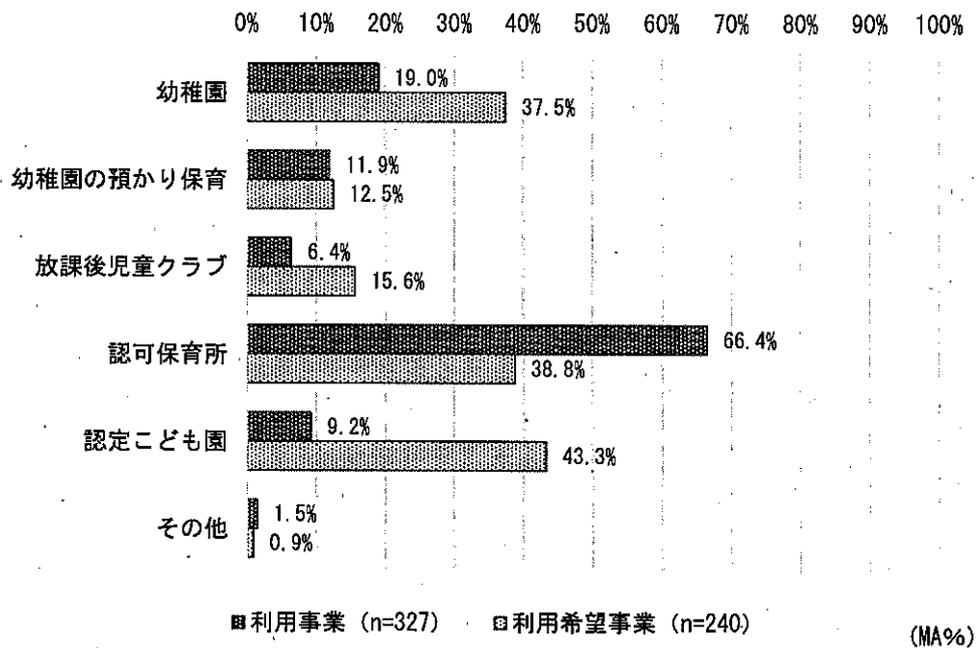
■利用させたい □現在利用しているままでよい ▨特に希望はない、わからない □無回答

## ②利用している事業と利用希望のある事業の種類

### (ア) 町全体

- ・ 平日に定期的に利用している教育・保育事業としては、「認可保育所」が66.4%と最も高く、次いで「幼稚園」が19.0%、「幼稚園の預かり保育」が11.9%となっています。
- ・ 今後利用させたい事業として、「認定こども園」が43.3%と最も高く、次いで「認可保育所」が38.8%、「幼稚園」が37.5%となっています。「認可保育所」は香住区・村岡区内に施設はありませんが、この地区内でも一定数の希望があることが、次ページからの小学校区別のグラフで示されています。

【利用事業と利用希望事業（全体）】

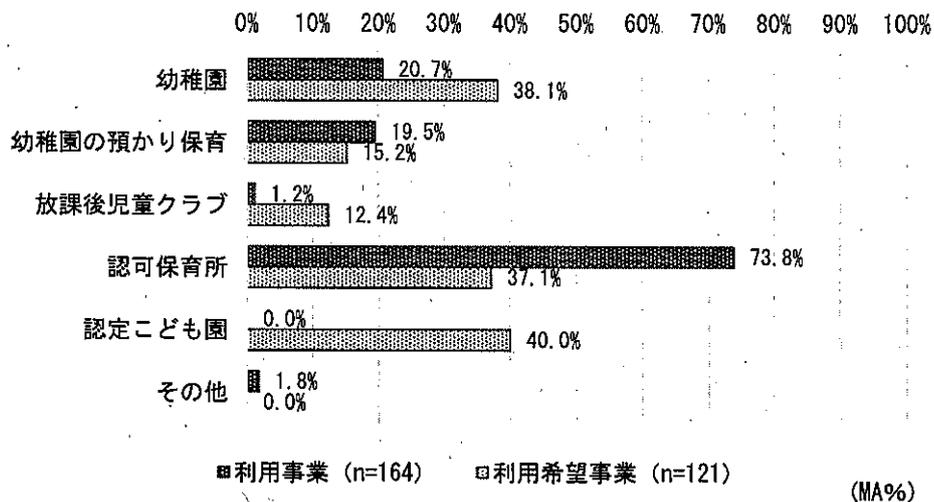


(イ) 小学校区別

香住小学校区

- ・ 定期的な利用事業は、「認可保育所」が73.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が20.7%となっています。
- ・ 今後利用させたい事業は、「認定こども園」が40.0%と最も高く、「幼稚園」は38.1%、「認可保育所」は37.1%と「認定こども園」と同程度になっています。

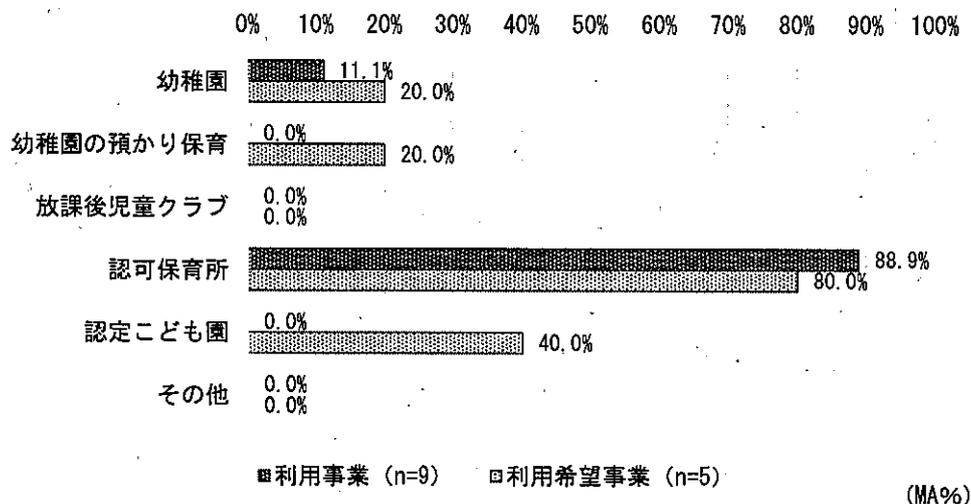
【利用事業と利用希望事業（香住小学校区）】



奥佐津小学校区

- ・ 定期的な利用事業は、「認可保育所」が88.9%と最も高く、次いで「幼稚園」が11.1%となっています。
- ・ 今後利用させたい事業は、「認可保育所」が80.0%と最も高く、次いで「認定こども園」が40.0%となっています。

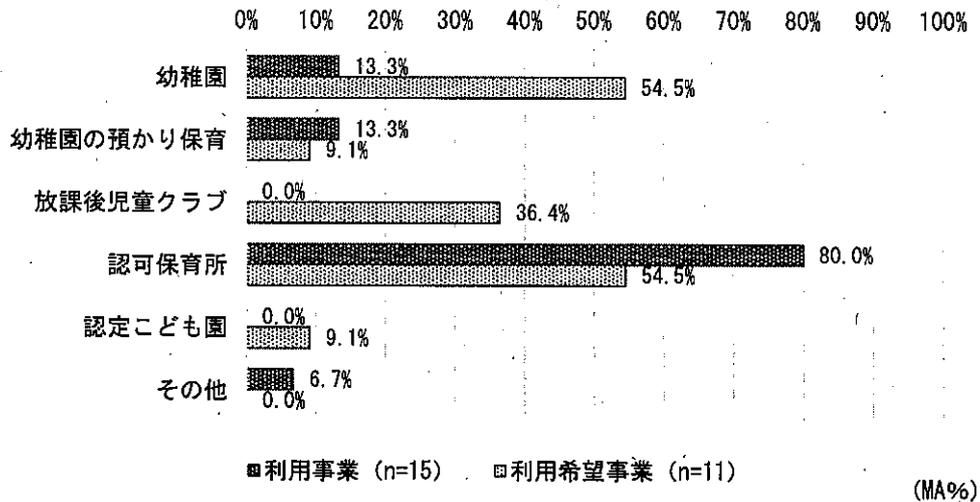
【利用事業と利用希望事業（奥佐津小学校区）】



**佐津小学校区**

- 定期的な利用事業は、「認可保育所」が80.0%と最も高く、次いで「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」が13.3%となっています。
- 今後利用させたい事業は、「幼稚園」「認可保育所」が54.5%と最も高くなっています。

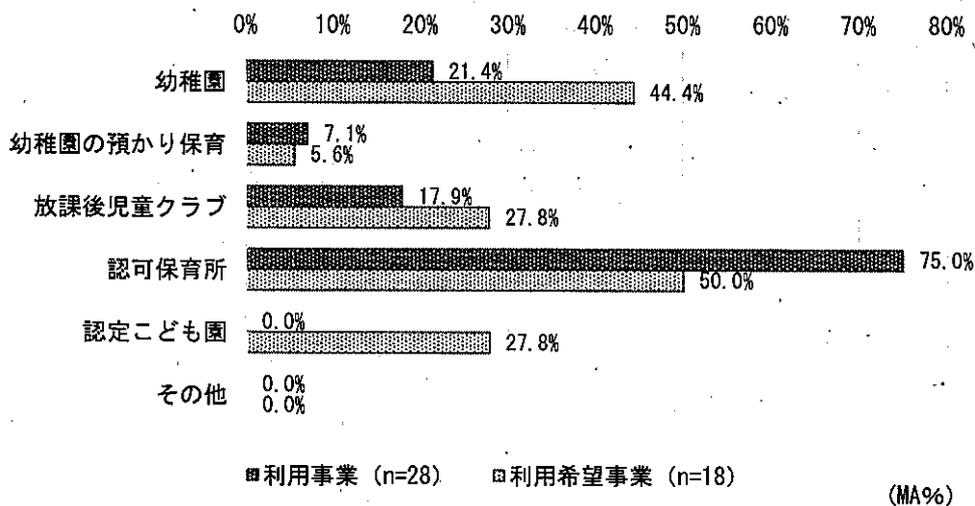
【利用事業と利用希望事業（佐津小学校区）】



**柴山小学校区**

- 定期的な利用事業は、「認可保育所」が75.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が21.4%となっています。
- 今後利用させたい事業は、「認可保育所」が50.0%と最も高く、次いで「幼稚園」が44.4%となっています。

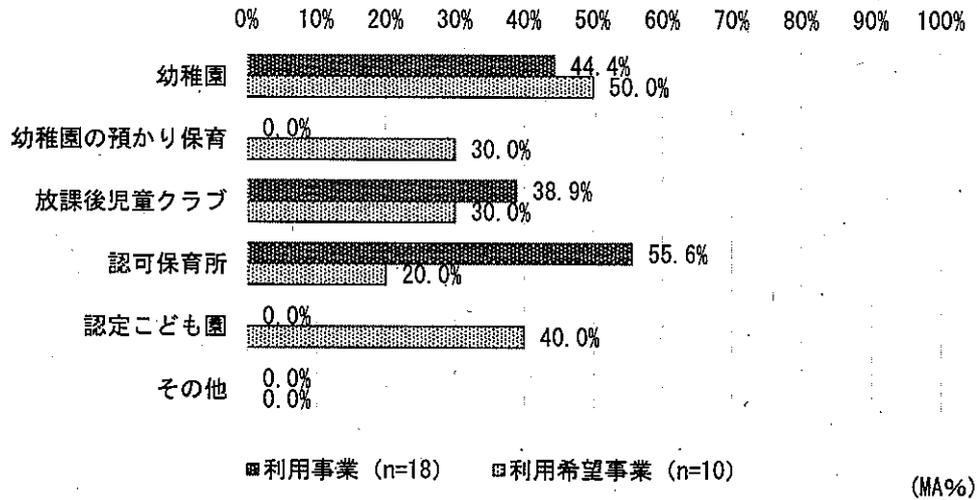
【利用事業と利用希望事業（柴山小学校区）】



**長井小学校区**

- ・ 定期的な利用事業は、「認可保育所」が55.6%と最も高く、次いで「幼稚園」が44.4%となっています。
- ・ 今後利用させたい事業は、「幼稚園」が50.0%と最も高く、次いで「認定こども園」が40.0%となっています。

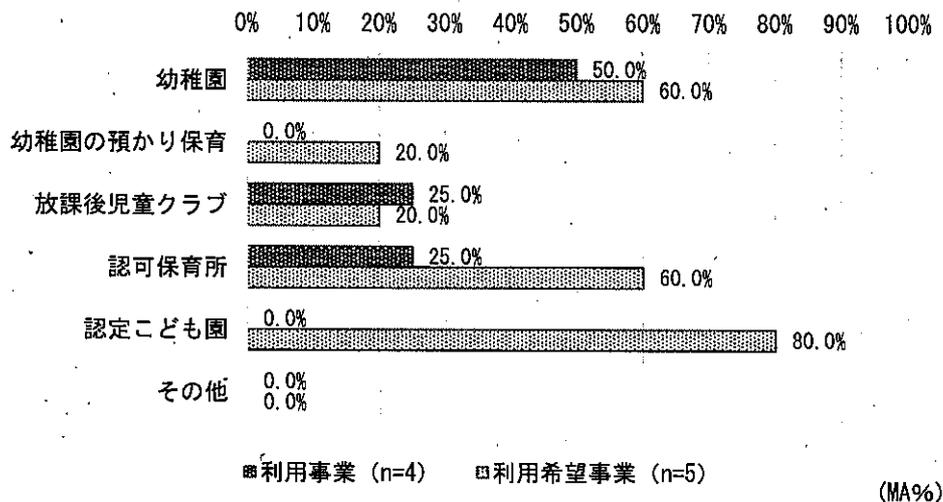
【利用事業と利用希望事業（長井小学校区）】



**余部小学校区**

- ・ 定期的な利用事業は、「幼稚園」が50.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」「認可保育所」がいずれも25.0%となっています。
- ・ 今後利用させたい事業は、「認定こども園」が80.0%と最も高く、次いで「幼稚園」「認可保育所」がいずれも60.0%となっています。

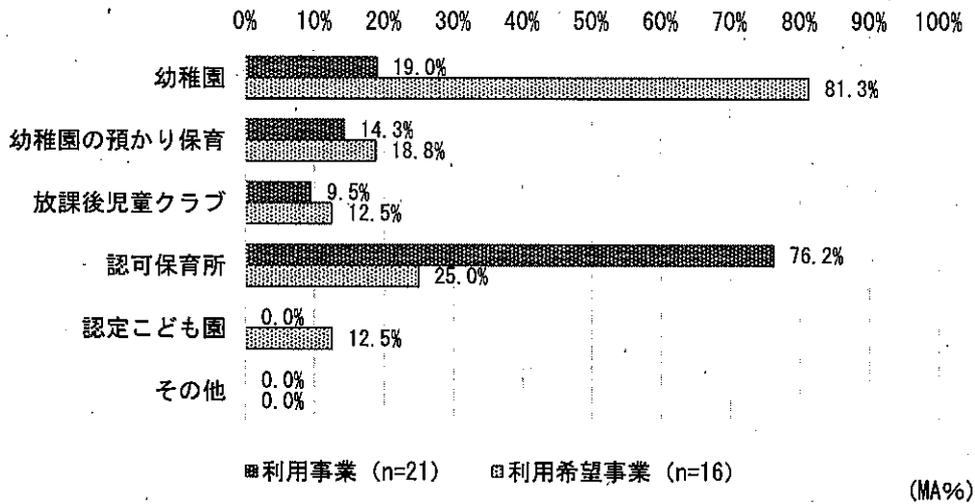
【利用事業と利用希望事業（余部小学校区）】



**村岡小学校区**

- 定期的な利用事業は、「認可保育所」が76.2%と最も高く、次いで「幼稚園」が19.0%となっています。
- 今後利用させたい事業は、「幼稚園」が81.3%と最も高く、次いで「認可保育所」が25.0%となっています。

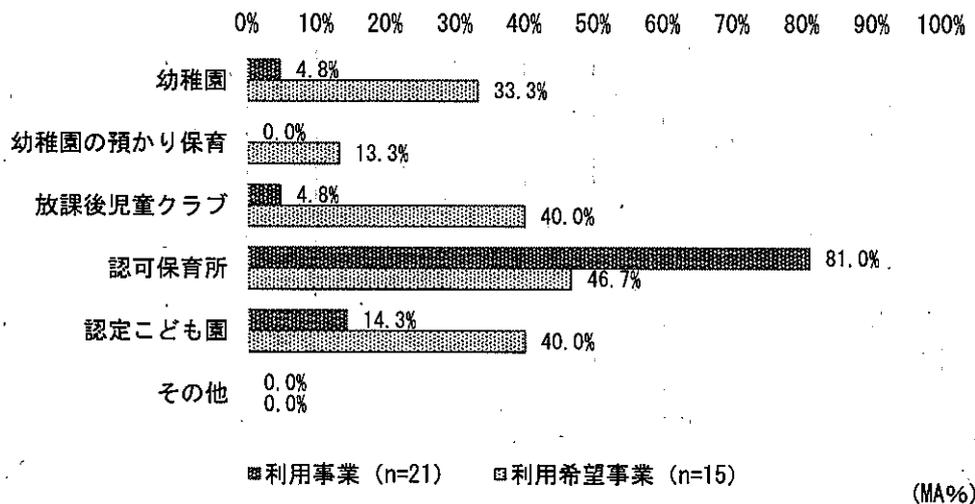
【利用事業と利用希望事業（村岡小学校区）】



**兎塚小学校区**

- 定期的な利用事業は、「認可保育所」が81.0%と最も高く、次いで「認定こども園」が14.3%となっています。
- 今後利用させたい事業は、「認可保育所」が46.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」「認定こども園」がいずれも40.0%となっています。

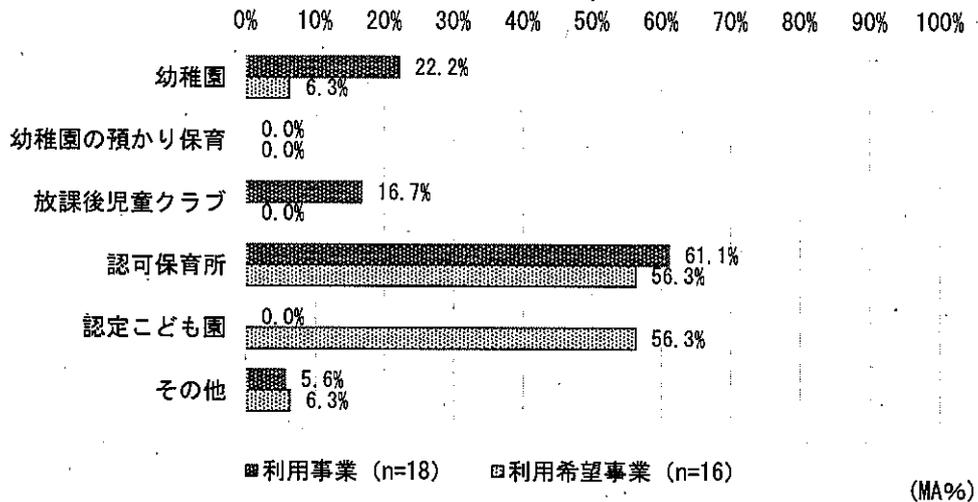
【利用事業と利用希望事業（兎塚小学校区）】



### 射添小学校区

- ・ 定期的な利用事業は、「認可保育所」が61.1%と最も高く、次いで「幼稚園」が22.2%となっています。
- ・ 今後利用させたい事業は、「認可保育所」「認定こども園」がいずれも56.3%と最も高くなっています。

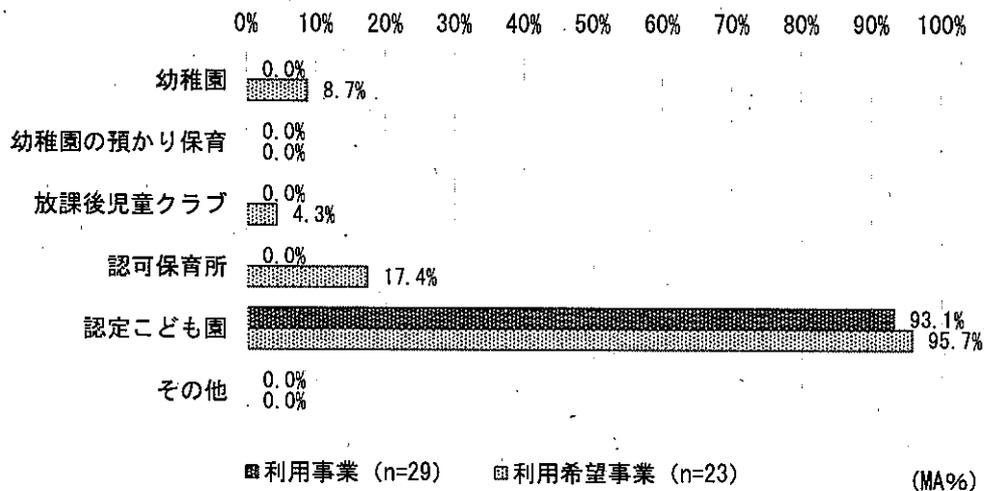
【利用事業と利用希望事業（射添小学校区）】



### 小代小学校区

- ・ 定期的な利用事業は、「認定こども園」が93.1%と最も高くなっています。
- ・ 今後利用させたい事業も、「認定こども園」が95.7%と最も高くなっています。

【利用事業と利用希望事業（小代小学校区）】

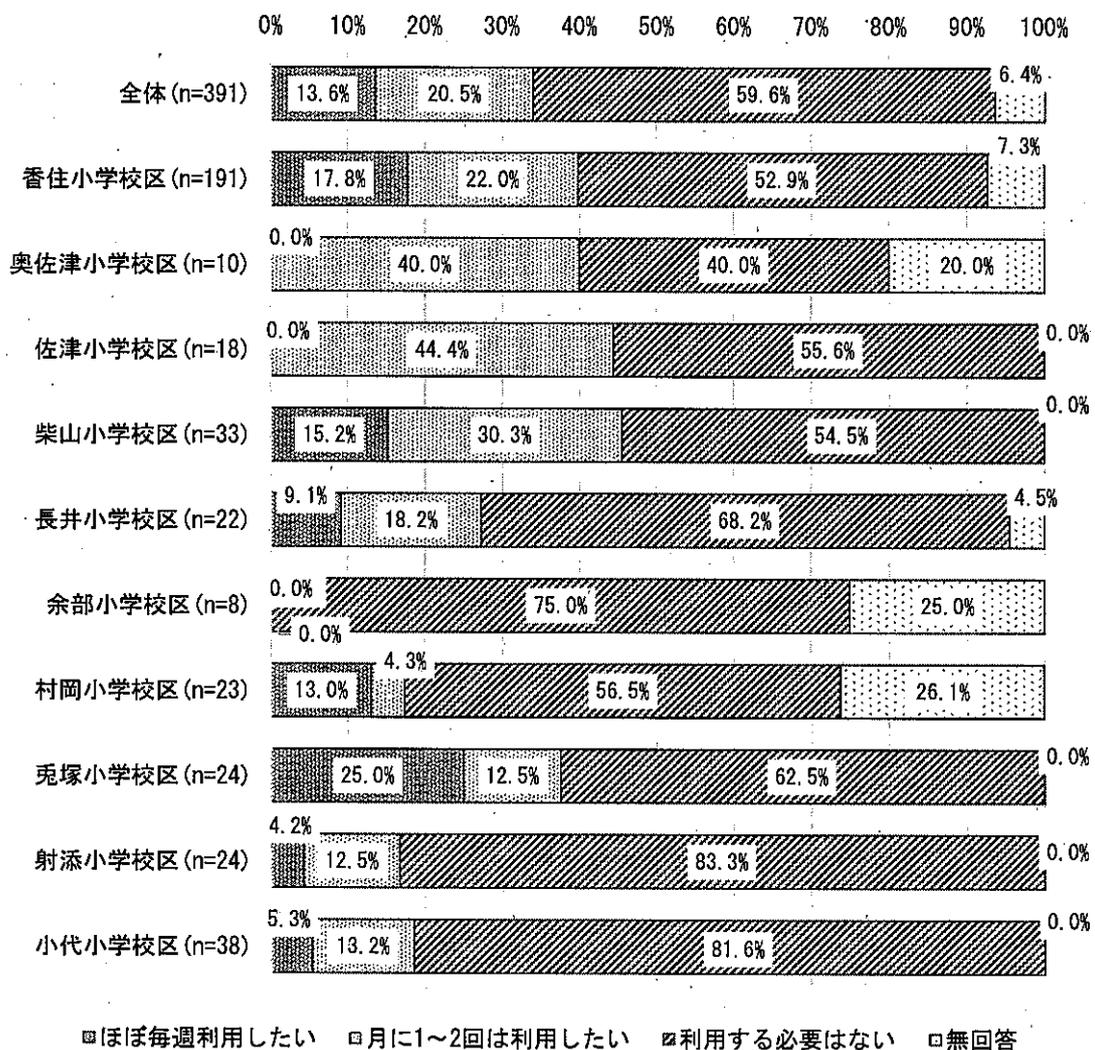


(5) 土曜日・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

①土曜日の利用希望

- ・ 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「ほぼ毎週利用したい」が13.6%、「月に1～2回は利用したい」が20.5%となっています。
- ・ 小学校区別にみると、「ほぼ毎週利用したい」では、兔塚小学校区が25.0%と最も高く、「月に1～2回は利用したい」では、佐津小学校区が44.4%、奥佐津小学校区が40.0%と高くなっています。

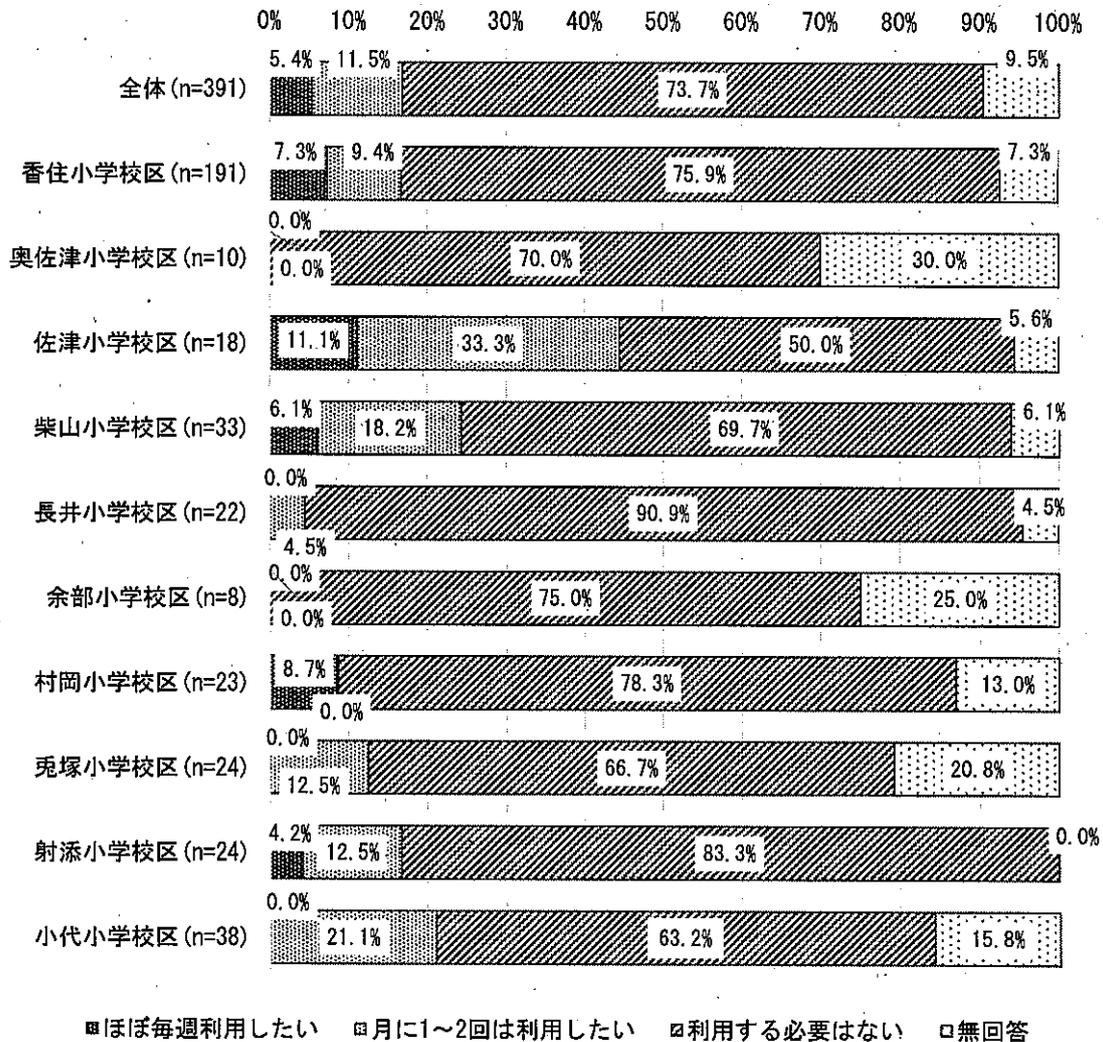
【土曜日の教育・保育事業の利用希望】



## ②日曜日・祝日の利用希望

- ・ 日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「ほぼ毎週利用したい」が5.4%、「月に1～2回は利用したい」が11.5%となっています。
- ・ 小学校区別にみると、佐津小学校区で「ほぼ毎週利用したい」が11.1%、「月に1～2回は利用したい」が33.3%とそれぞれ最も高くなっています。

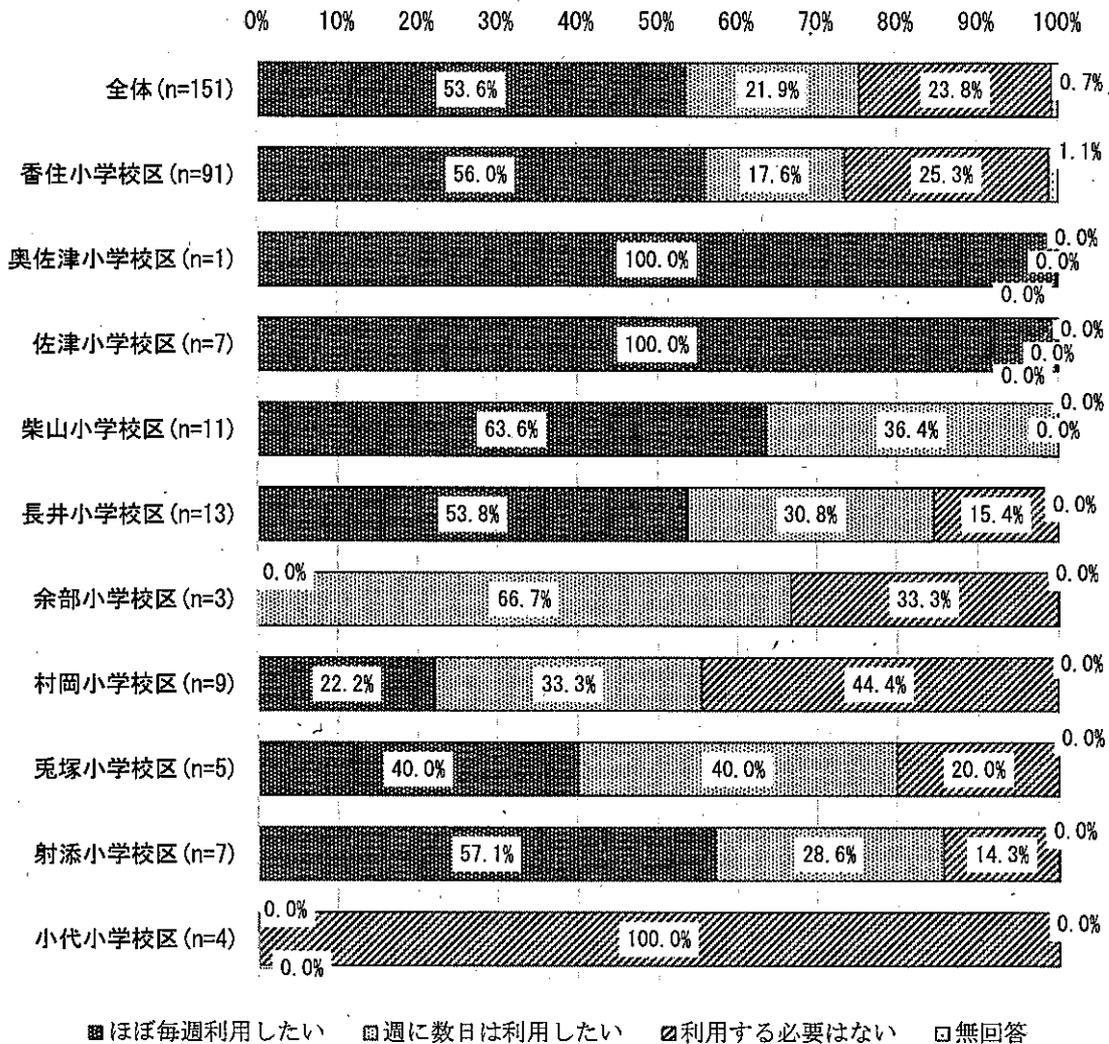
【日曜・祝日の教育・保育事業の利用希望】



### ③長期休暇期間中の利用希望（幼稚園利用者のみ対象）

- 幼稚園を利用している人のうち、長期の休暇期間中の教育・保育事業の利用希望は、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が53.6%、「休みの期間中、週に数日利用したい」が21.9%となっています。

【長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望】



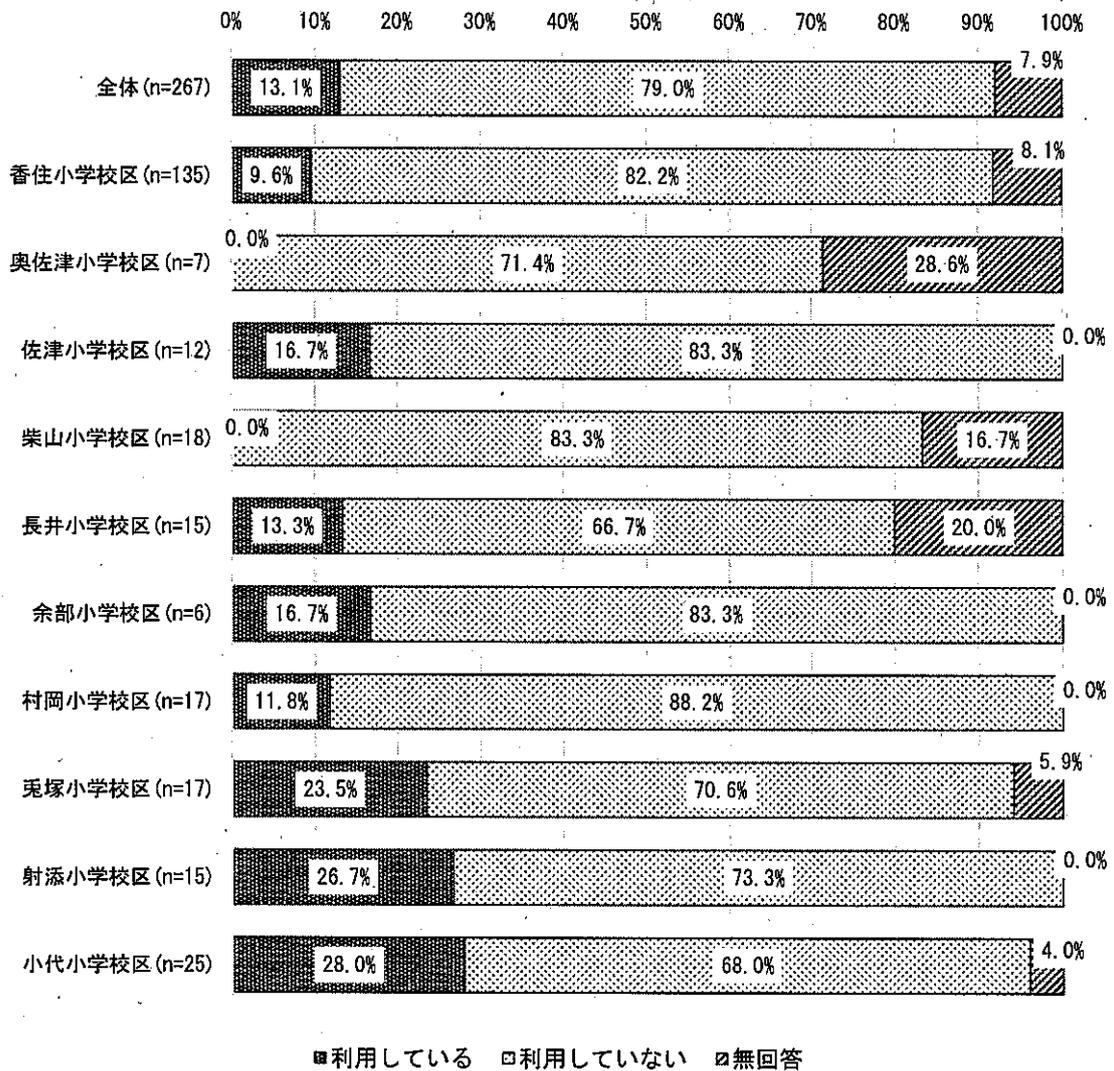
(6) 地域子ども・子育て支援事業の利用状況・利用希望

①地域子育て支援拠点事業

(ア) 利用状況

- ・ 地域子育て支援拠点事業について、「利用している」は全体で13.1%となっています。
- ・ 小学校区別にみると、「利用している」は小代小学校区で28.0%と最も高く、一方で、奥佐津小学校区と柴山小学校区では0%となっています。

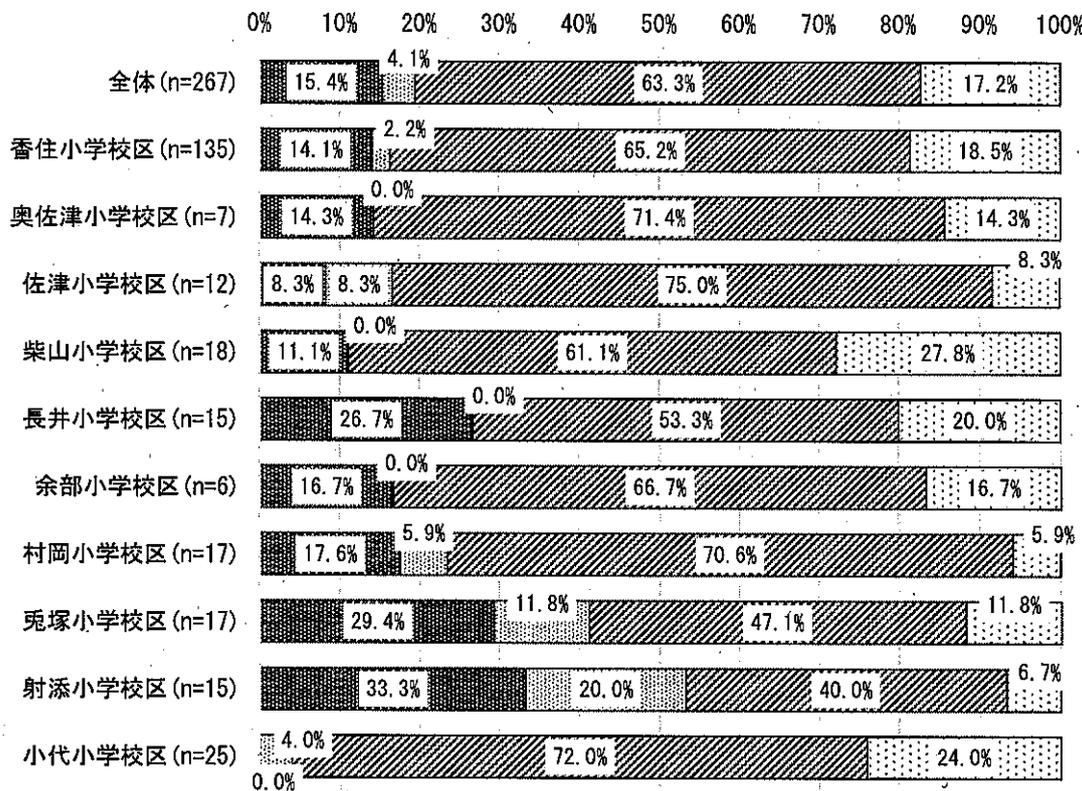
【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



(イ) 利用希望

- ・ 地域子育て支援拠点事業の利用希望としては、「利用していないが、今後利用したい」が15.4%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が4.1%となっています。
- ・ 小学校区別にみると、射添小学校区で「利用していないが、今後利用したい」が33.3%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が20.0%と、それぞれ最も高くなっています。

【地域子育て支援拠点事業の利用希望】



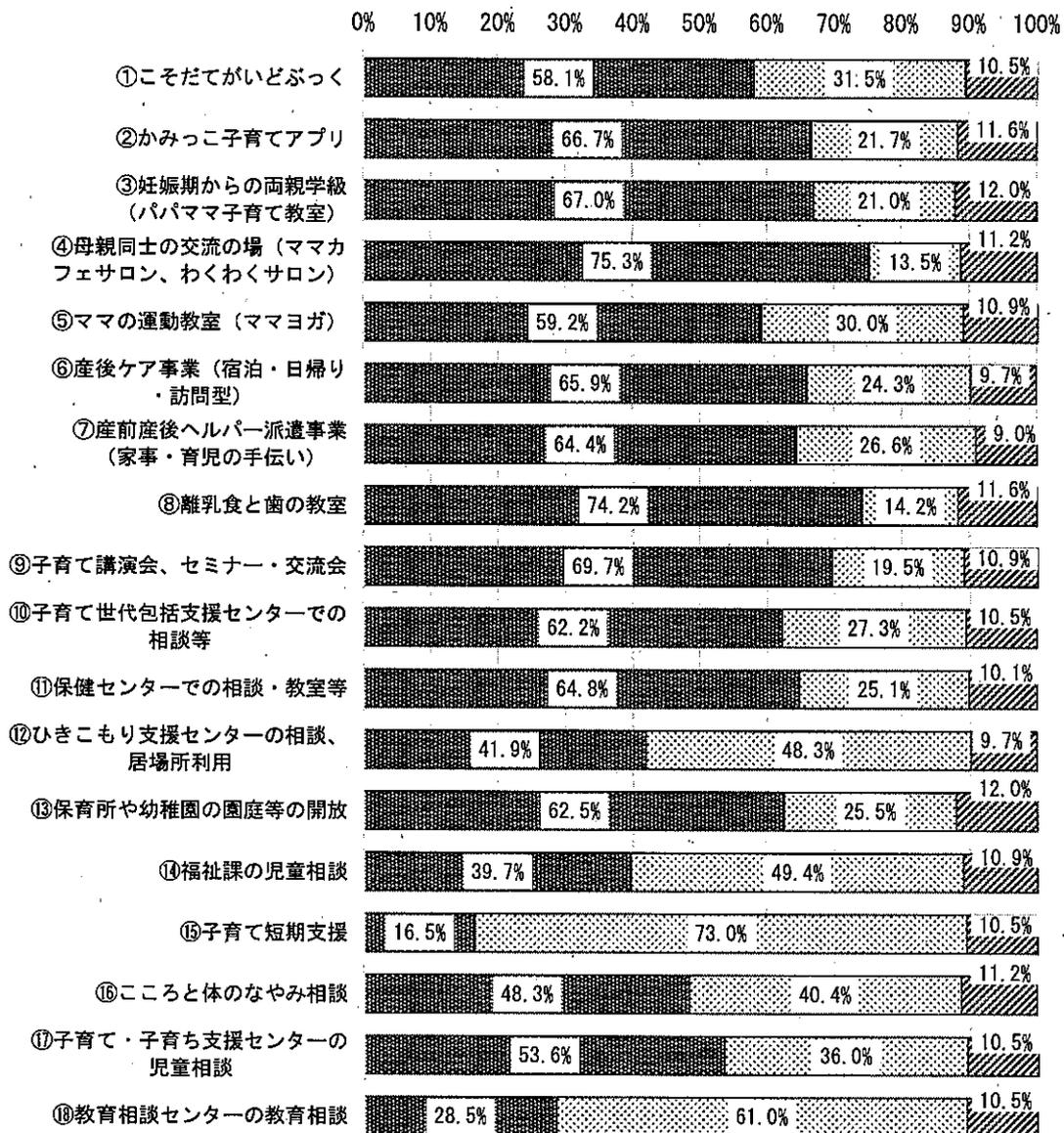
- 利用していないが、今後利用したい
- ▣ さらに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- ▨ 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
- 無回答

## ②地域の子育て支援事業

### (ア) 知っている事業

- 地域の子育て支援事業のうち、知っている事業としては、「④母親同士の交流の場」が75.3%と最も高く、次いで「⑧離乳食と歯の教室」が74.2%、「⑨子育て講演会・セミナー・交流会」が69.7%、「③妊娠期からの両親学級(パパママ子育て教室)」が67.0%、「②かみっこ子育てアプリ」が66.7%と高くなっています。一方で「⑩教育相談センターの教育相談」では28.5%、「⑮子育て短期支援」では16.5%と他の事業に比べ低くなっています。

【知っている事業】



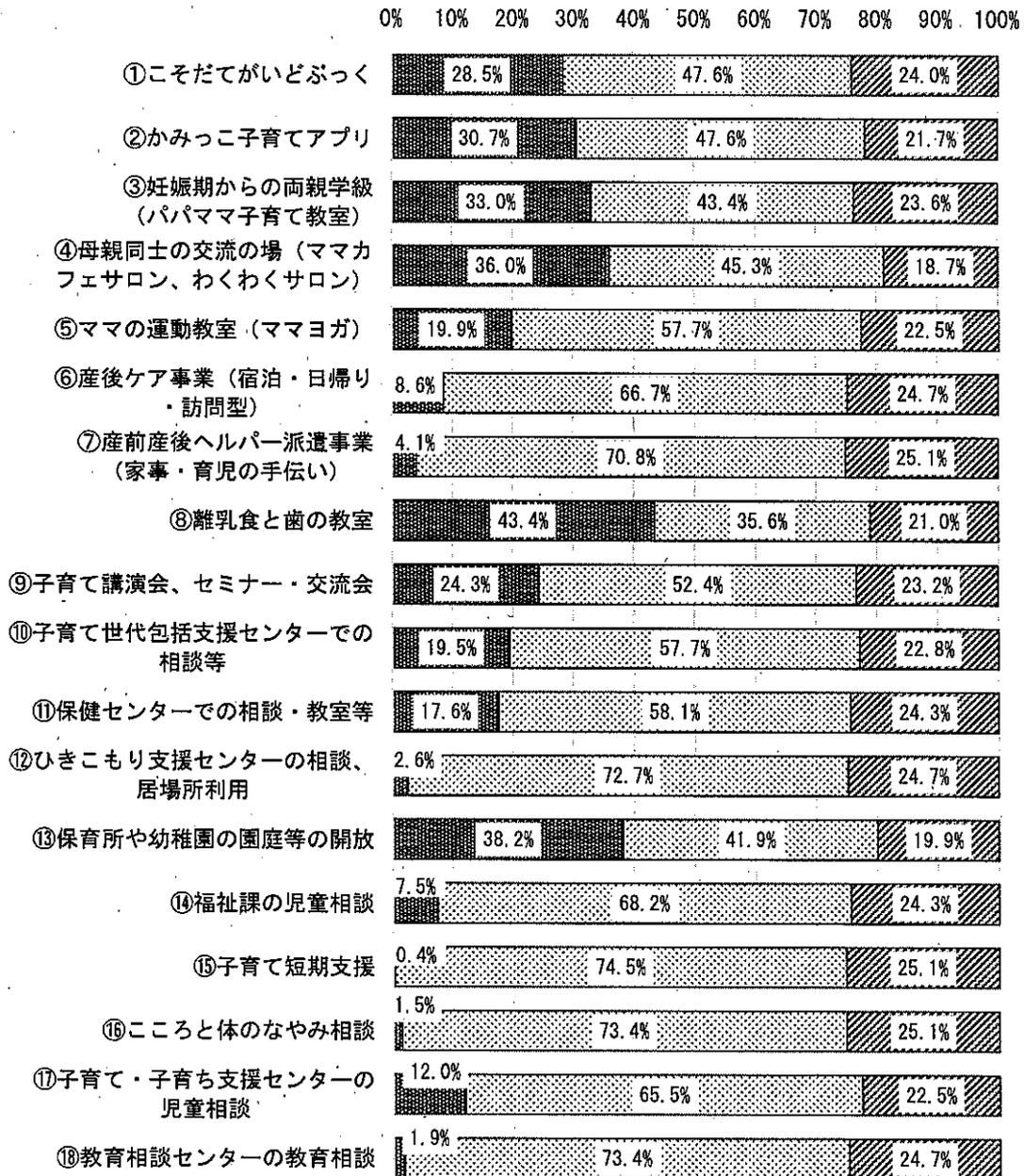
■知っている □知らない ▨無回答

(n=267)

(イ) 利用したことがある事業

- 利用したことがある事業としては、「⑧離乳食と歯の教室」が43.4%と最も高く、次いで「⑬保育所や幼稚園の園庭等の開放」が38.2%と高くなっています。一方、「⑮子育て短期支援」、「⑯こころと体のなやみ相談」、「⑩教育相談センターの教育相談」、「⑫ひきこもり支援センターの相談、居場所利用」では3%未満と特に低くなっています。

【利用したことがある事業】



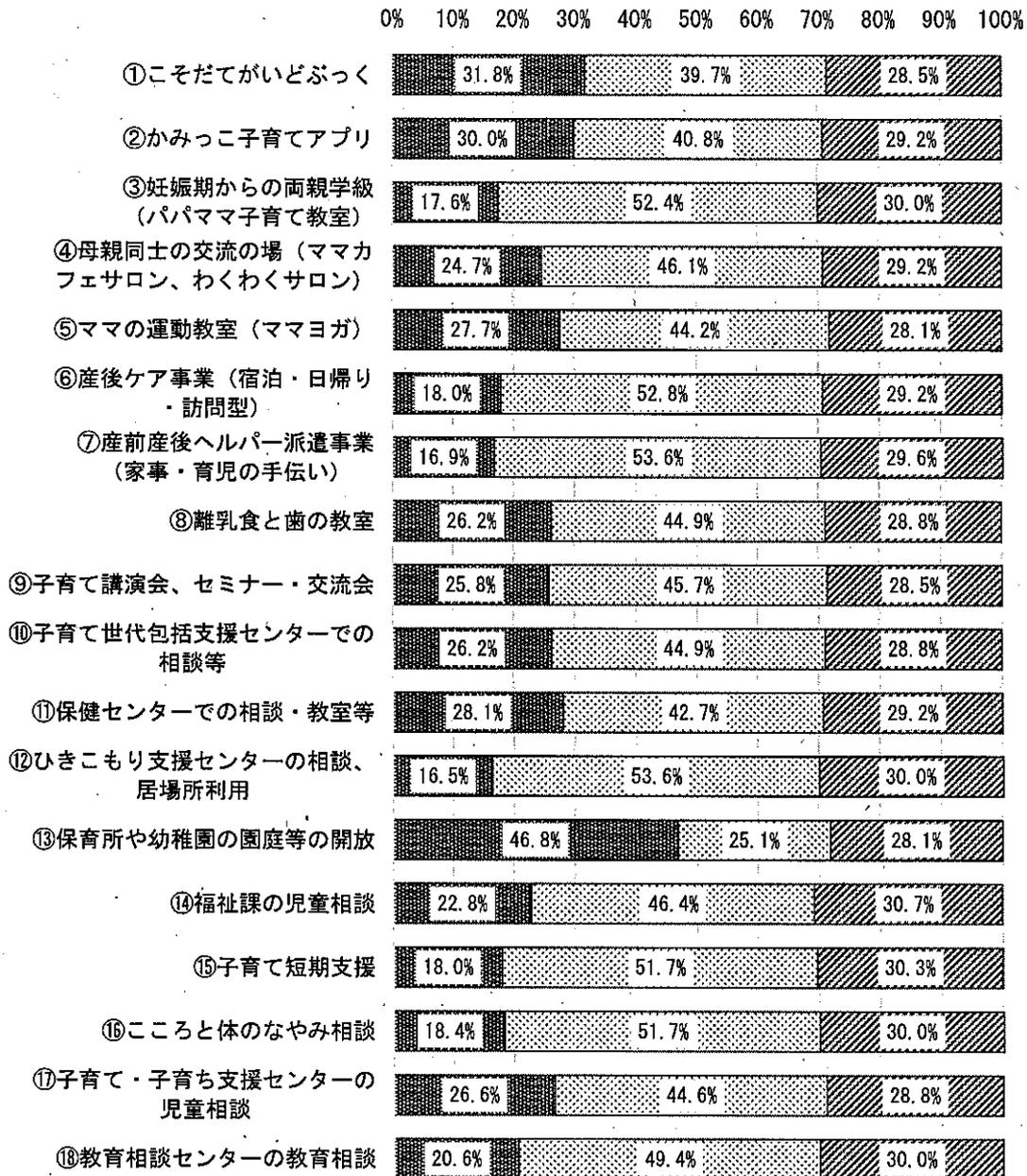
■利用したことがある □利用したことがない ▨無回答

(n=267)

(ウ) 今後利用したい事業

- 地域の子育て支援事業のうち、今後利用したい事業としては、「⑬保育所や幼稚園の園庭等の開放」が46.8%と最も高く、次いで「①こそだてがいどぶっく」が31.8%、「②かみっこ子育てアプリ」が30.0%となっています。

【今後利用したい事業】



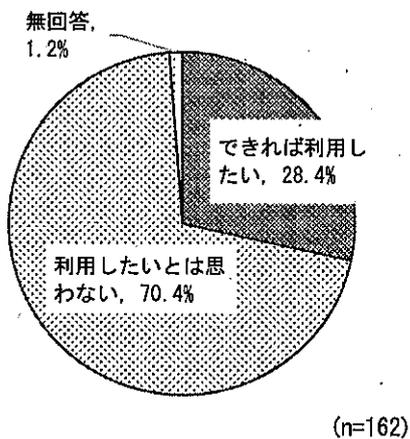
■ 今後利用したい □ 利用したくない ▣ 無回答

(n=267)

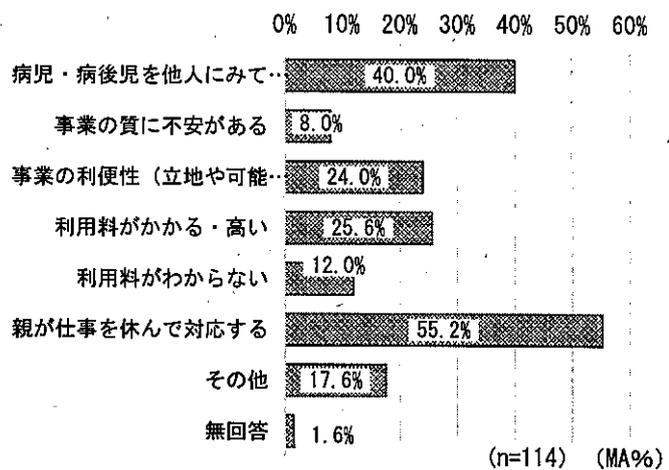
### ③病児・病後児保育事業

- ・ 子どもの病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった際に「母親または父親が休んで対処した」という人のうち、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思った人は28.4%です。
- ・ 子どもの病気やけがで教育・保育事業が利用できなかった際に「病児・病後児保育施設を利用したいとは思わない」と回答した人の理由としては、「親が仕事を休んで対応する」が55.2%と最も高く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が40.0%、「利用料がかかる・高い」が25.6%と高くなっています。

【病児・病後児保育施設等の利用希望】



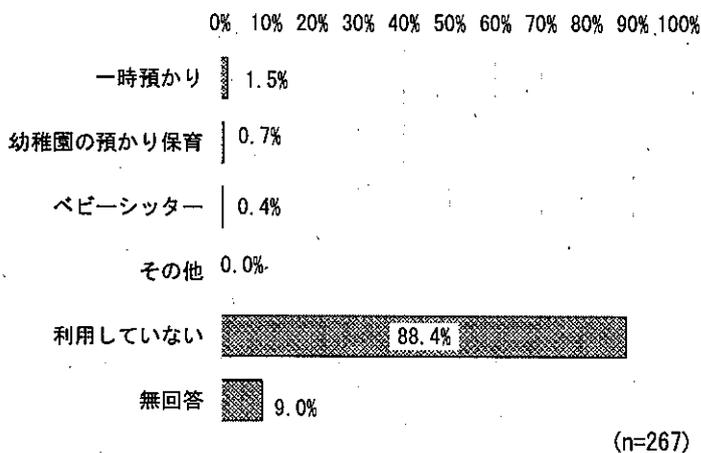
【利用したいとは思わない理由】



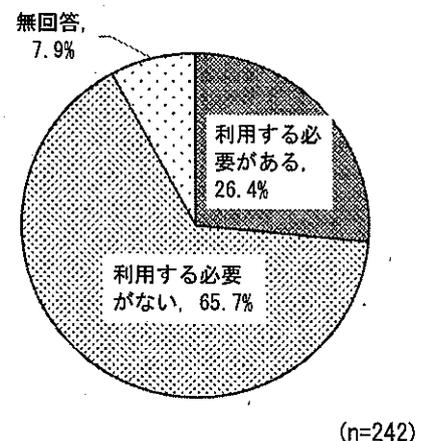
### ④一時預かり事業

- ・ 私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業がある人は、「一時預かり」が1.5%で、「幼稚園の預かり保育」が0.7%、「ベビーシッター」が0.4%となっています。

【一時預かり事業の利用状況】



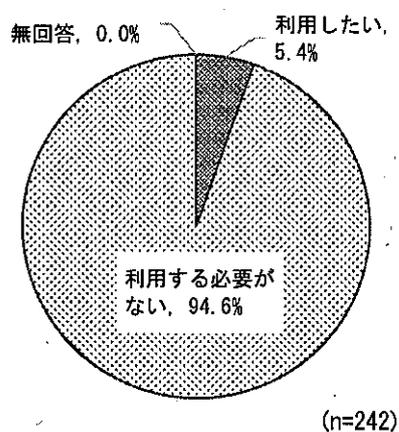
【一時預かり事業の利用希望】



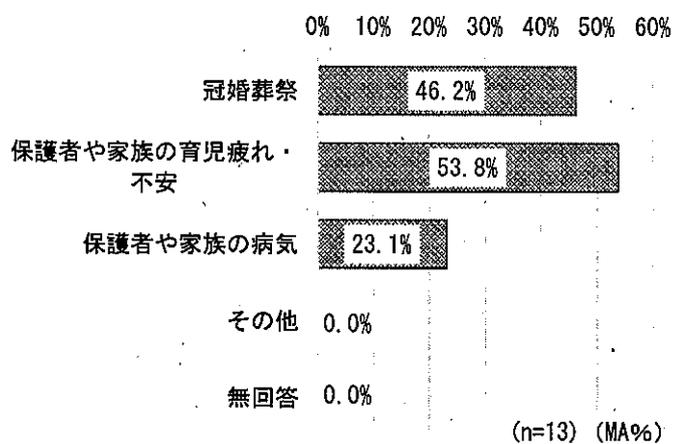
### ⑤子育て短期支援事業

- ・ 保護者の用事により泊りがけで家族以外に預ける必要があり、短期入所生活援助事業（ショートステイ）を「利用したい」は5.4%となっています。
- ・ 宿泊を伴う一時預かりを必要とする理由としては、「保護者や家族の育児疲れ・不安」が53.8%と最も高く、次いで「冠婚葬祭」が46.2%となっています。

【子育て短期支援事業の利用希望】



【子育て短期支援事業を希望する理由】

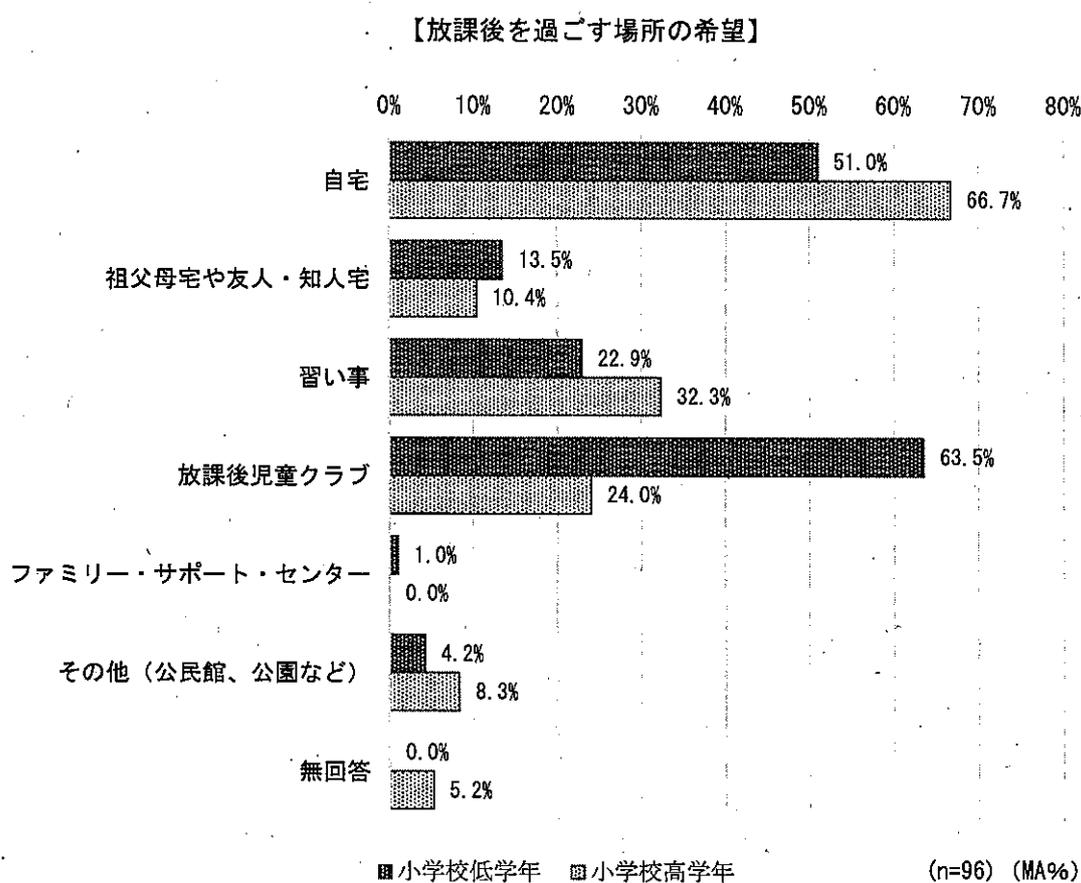


## ⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### （ア）小学校における放課後を過ごす場所の希望

（令和6年4月に小学校に入学予定の子どもについて）

- ・ 小学校低学年の間の放課後の時間を過ごす場所の希望としては、「放課後児童クラブ」が63.5%と最も高く、次いで「自宅」が51.0%で、「習い事」が22.9%となっています。
- ・ 小学校高学年の間の放課後の時間を過ごす場所の希望としては、「自宅」が66.7%と最も高く、次いで「習い事」が32.3%で、「放課後児童クラブ」が24.0%となっています。



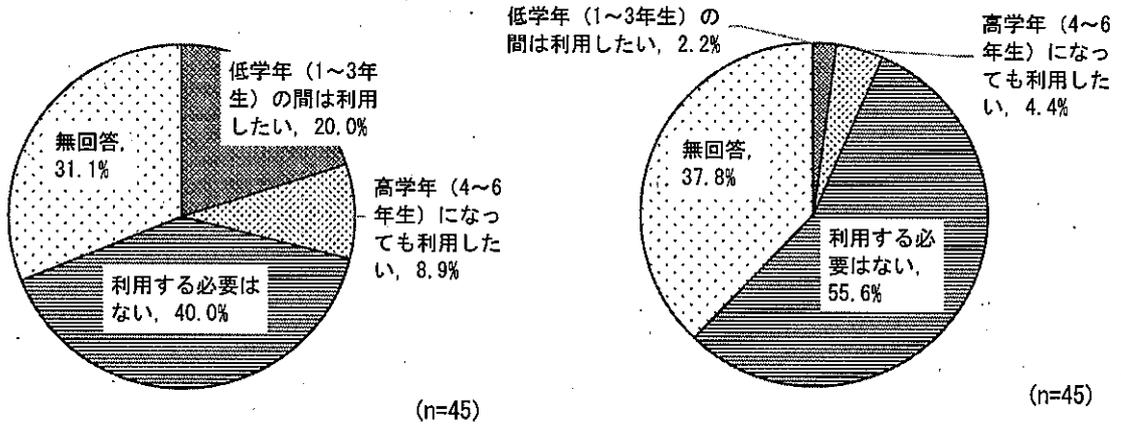
(イ) 土曜日・休日の放課後児童クラブの利用希望

(令和6年4月に小学校に入学予定の子どもについて)

- 土曜日・休日の小学校の放課後の過ごさせたい場所を放課後児童クラブとした人のうち、「土曜日も利用したい」は低学年と高学年を合わせて28.9%、「日曜・祝日も利用したい」は低学年と高学年を合わせて6.6%となっています。

【土曜日の放課後児童クラブの利用希望】

【日曜・祝日の放課後児童クラブの利用希望】

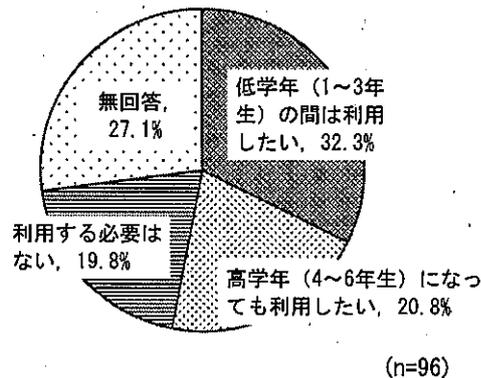


(ウ) 長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望

(令和6年4月に小学校に入学予定の子どもについて)

- 長期の休暇期間中に放課後児童クラブの利用について、「低学年の間は利用したい」が32.3%、「高学年になっても利用したい」が20.8%で、合わせて53.1%となっています。

【長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望】



## □第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

この計画が目指す子育て支援のあるべき姿を以下のように設定します。

#### 安心して子育て・子育てができる町

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指し、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手の育成の基礎をなす未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

子育ては、「保護者が子育ての第一義的責任を有する」との基本的認識を前提とし、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を支援し、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう社会全体で支援します。

行政は、子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が協働し、それぞれの役割を果たしながら一体的に子育て・子育てを支援することにより、安心して子育てができ、すべての子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町を目指します。

### 2. 基本目標

計画の基本理念を実現するために、基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

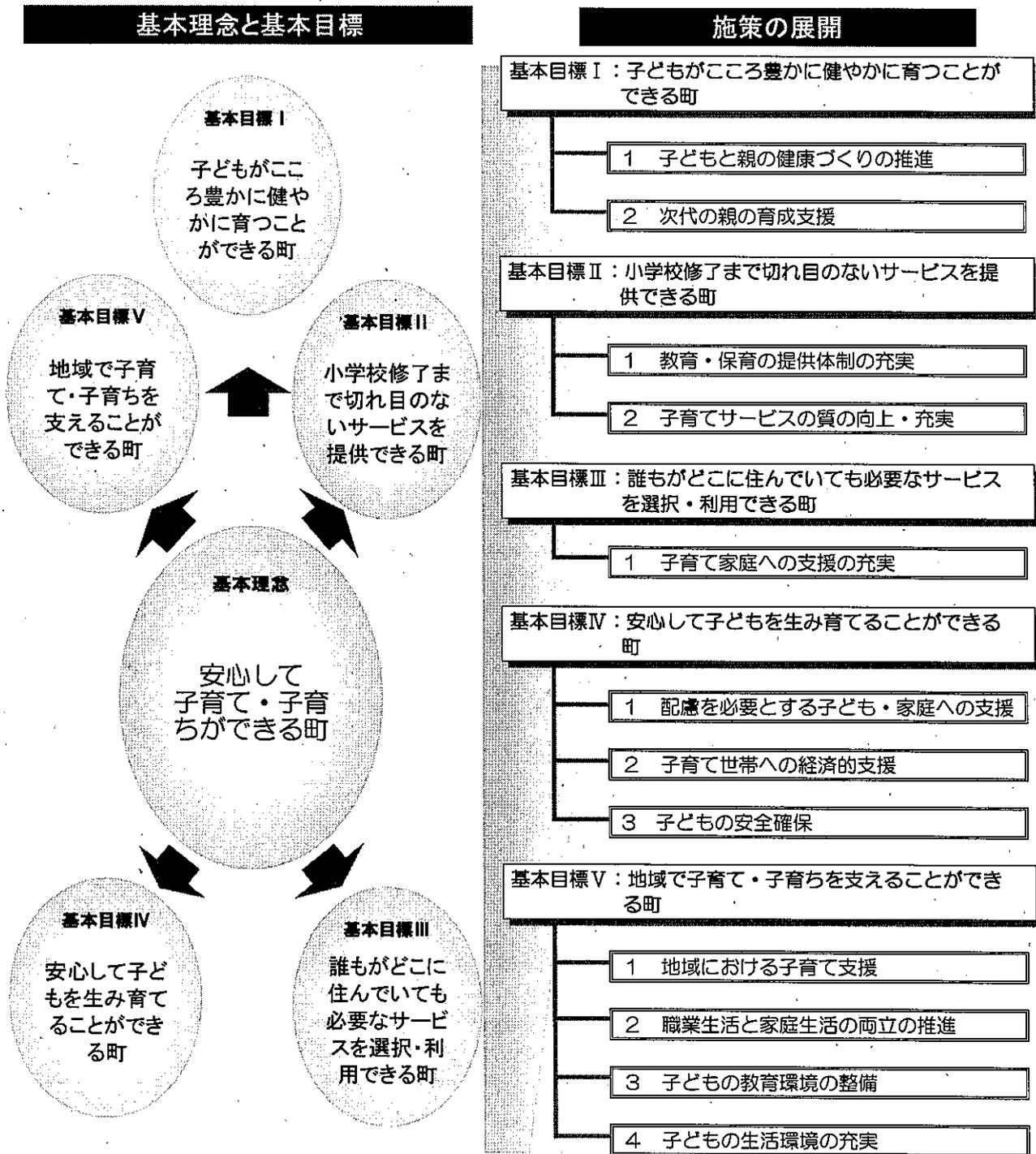
基本目標Ⅳ：安心して子どもを生み育てることができる町

基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育てを支えることができる町

### 3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して設定することとしており、香美町は、「香住区」、「村岡区・小代区」の2つを教育・保育提供区域に設定します。

## 4. 計画の体系



## 5. 計画の期間

この計画は、令和7年度（2025年度）から11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とします。

## □第4章 施策の展開

### 基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

母子保健の目的、「安心して子どもを産み育てる」ために、母性を最大限に発揮できるような健康管理を行うとともに、母性の保護・尊重を図るため相談指導を充実し、保護者を支援する必要があります。少子化や女性の社会進出等子どもを産み育てる環境の変化、出生率の低下、高度化・多様化する母子保健ニーズに対応するため、母子保健事業を総合的・効果的に推進することが求められています。

妊産婦の身体的・精神的不安を軽減するため、産婦人科や小児科、精神科等との連携を図り、きめ細やかな支援活動を推進するとともに、子育て教室等の開催や各種サークルの情報提供、乳幼児特有の疾病構造の変化に伴う支援体制の整備、地域全体で子育てを支えるネットワークの構築、虐待予防に視点をおいた母子保健事業の実施等、妊娠・出産から乳幼児期を通じ、切れ目のない母子保健サービスの充実により、子どもの健やかなからだと豊かなこころの成長・発達を促進します。

## 基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

### 1 子どもと親の健康づくりの推進

「生まれるまで」

- (1) 結婚届出時の啓発
- (2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付
- (3) 伴走型相談支援と経済的支援の一体化
- (4) 妊婦健康診査の充実
- (5) 妊産婦歯科健康診査の充実
- (6) 妊産婦保健指導
- (7) ハイリスク妊産婦対策の充実
- (8) 不育症治療支援の充実
- (9) 不妊治療等への支援の充実
- (10) 子育て世代包括支援センターの利用啓発の促進と機能強化
- (11) 子育て世帯訪問支援事業（産前産後ヘルパー派遣事業）の充実
- (12) 子育て経験を活かした同世代の母親による妊産婦へのサポート

「生まれてから」

- (13) 新生児訪問指導事業の推進
- (14) 相談窓口の充実
- (15) 健康診査の充実
- (16) 子育て教室等の開催
- (17) 予防接種の推進
- (18) 歯科保健対策の推進
- (19) 家族等の禁煙の推進
- (20) 産後ケア事業の充実
- (21) 新生児聴覚検査の推進
- (22) 産婦健康診査の推進
- (23) 産後ケアリスト等を活用したファミリー・サポート
- (24) 本の読み聞かせの推進
- (25) 健康な体づくりの推進

### 2 次代の親の育成支援

- (1) 生・性に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 喫煙、飲酒等に関する教育の推進
- (3) 相談体制の充実
- (4) 食育の推進
- (5) 親子の本読みの推進
- (6) 運動習慣づけの支援

## 1. 子どもと親の健康づくりの推進

### 生まれるまで

#### (1) 結婚届出時の啓発

結婚届出時に、妊娠に関する情報や相談窓口、若い男女が将来のライフプランを考慮して生活や健康に向き合うプレコンプレッションケア、特定不妊治療費助成事業等を紹介した「ご結婚おめでとう」のリーフレットを配布し、妊娠前からの健康づくりの意識の高揚を図ります。

#### (2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付

##### (ア) 妊娠の届出

妊娠早期から妊娠・出産・育児について親になる自覚を持ち、安心して出産を迎えられるよう、早期（妊娠 11 週まで）届出の啓発を行います。全妊婦に対して保健師・助産師が面接し、相談援助に取り組むとともに、ハイリスク妊婦の早期発見、早期支援に努めます。

##### (イ) 母子（親子）健康手帳の交付

妊婦に対し、母子（親子）健康手帳を交付するとともに、各種施策の紹介や子育てに関する事業等の子育て情報を発信します。また、母親だけでなく父親も含めて活用を促し、親になるための自覚を高めます。

働く妊産婦に、「母子健康管理指導事項連絡カード」等による情報提供を行い、有効な活用を図ります。

##### (ウ) マタニティマークの啓発

マタニティマークの普及啓発に努め、妊婦に対して周りの人が配慮しやすい、やさしい環境づくりを推進します。

#### (3) 伴走型相談支援と経済的支援の一体化

母子（親子）健康手帳交付時、妊娠 8 か月頃、出産から生後 4 か月頃に面接を実施し、出産から子育て等の見通しが立てられるよう伴走型で支援を実施します。また、出産育児用品の購入や子育て支援サービスの利用など子育て費用の経済的支援として給付金を支給します。

#### (4) 妊婦健康診査の充実

妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、公費助成を行います。

妊婦の全数把握により、養育支援ネットの活用や医療機関との連携を進め、ハイリスク妊婦の支援につなげます。

#### (5) 妊産婦歯科健康診査の充実

母親の口腔の健康維持のため、町内の歯科医院で妊産婦歯科健康診査を実施し、その受診率の向上に努めます。

## (6) 妊産婦保健指導

### (ア) 家庭訪問による保健指導

家庭訪問により、妊産婦の健康の保持、増進に関する日常生活全般にわたる保健指導を行います。

### (イ) 教室等による保健指導

妊産婦や父親等を対象にした「子育て教室」や妊娠期から子育て期の母親を対象にした「子育て交流会」、「小児科医師の講演会」を開催し、知識や情報の普及等の保健指導と併せ仲間づくりを進めます。

### (ウ) 啓発活動

低出生体重児や流産、SIDS（乳幼児突然死症候群）防止のため、妊婦の喫煙・飲酒、過剰なダイエットをなくすよう保健指導の充実を図ります。

また、胎児が健やかに成長・発達するための妊婦等の生活習慣や感染予防について啓発を進めます。

## (7) ハイリスク妊産婦対策の充実

若年妊産婦に対する必要な保健指導や教室への参加勧奨、高齢妊産婦が抱える過剰な不安を解消するための保健指導等の充実を図ります。

シングルマザーや外国人、精神の疾患等のある妊産婦が抱える不安に対し、必要な情報を適切に提供し、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援を行います。

## (8) 不育症治療支援の充実

不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、不育症治療の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

## (9) 不妊治療等への支援の充実

肉体的負担はもとより、精神的負担が大きい不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。併せて、不妊に関する相談窓口の情報提供を行います。

## (10) 子育て世代包括支援センターの利用啓発の促進と機能強化

妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健、育児等に関する総合的支援を提供する拠点として、子育て世代包括支援センターを開設し、助産師等が妊産婦等からの相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、情報提供を行い、必要なサービスを円滑に利用できるよう、きめ細かく支援します。

## (11) 子育て世帯訪問支援事業（産前産後ヘルパー派遣事業）の充実

妊娠中又は出産後に家事や育児を行うことが困難な場合に、ヘルパーを派遣して家事や育児を支援します。

## (12) 子育て経験を活かした同世代の母親による妊産婦へのサポート

初めての妊娠・出産・育児で不安を抱えやすい妊産婦に対し、それらを経験している先輩の母親から情報が得られるよう教室等の機会を設定します。

生まれてから

### (13) 新生児訪問指導事業の推進

新生児期は、親子の愛着形成が重要な時期であり、この時期の親子の関わりがその後の子どもの成長発達に大きな影響を及ぼすと言われていています。生後1か月までに実施する新生児訪問をはじめ、生後4か月までに全戸を訪問し、子育て支援に関する必要な情報を提供するとともに、子育ての不安解消だけでなく、産後うつ予防や早期発見・早期支援、子育ての問題点を把握し、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供に結びつけます。さらに、里帰り出産児等についても帰町後に乳児家庭訪問を実施し、乳児と保護者の心身の様子や養育環境の把握に努めます。

医療機関が特に養育支援が必要な家庭を把握した場合、養育支援ネットを活用する等、出産病院と連携し、早期に養育支援が開始できるよう積極的な対応を進めます。

### (14) 相談窓口の充実

来所、家庭訪問等で保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が育児に関する相談に応じます。

夜間の高熱など緊急時の相談は、小児救急医療電話相談（＃8000）や但馬地域小児救急医療電話相談（0796・22・9988）の活用を積極的に啓発します。

### (15) 健康診査の充実

乳幼児の発育・発達の節目である3～4か月、9～10か月、1歳6か月、3歳の時期に乳幼児健康診査と5歳児発達相談を実施します。

発育や発達の状況を的確に把握し、発達障害等の早期発見、早期支援を図るため、健診精度と保健指導の向上を図ります。また、引き続きフォローが必要な場合は、子育て教室や個別相談への参加を勧奨し、適切なフォロー体制につなげます。

### (16) 子育て教室等の開催

「離乳食と歯の教室」や子どもの特性に合った子育てを学ぶ「のびのび子育て教室」のほか、「祖父母の孫育て教室」や子育て・子育て支援センターとのタイアップによる教室の開催等、子育てや歯科保健、栄養に関する教室を実施します。

### (17) 予防接種の推進

医療機関での個別接種としている定期の予防接種の接種率は、95%以上を目標にしていますが、予防接種の必要性について保護者の中には理解が得られず未接種の子どもが発生している現状もあるため、未接種児対策に重点を置き、接種率の向上に努めます。

今後も感染症に関する情報や予防接種に関する情報については、適時適切な提供に努めます。

### (18) 歯科保健対策の推進

う歯予防を目的に、乳児、1歳6か月、2歳6か月、3歳児を対象に歯科健康診査を実施し、むし歯になりやすい児を対象にしたむし歯予防教室等、歯科保健指導の充実を図り、関係機関と連携した歯科健康教育の充実にも努めるとともに、5歳児を対象にフッ化物洗口に取り組みます。

### (19) 家族等の禁煙の推進

家族等の喫煙による子どもの受動喫煙は、低出生体重児出産、SIDS（乳幼児突発死

症候群) やぜん息等呼吸器疾患の危険因子であると考えられています。乳幼児がたばこを誤飲する危険性もあることから乳幼児のいる家庭での喫煙率の減少に取り組みます。

#### (20) 産後ケア事業の充実

産後の母子を支援するため、心と体のケアや授乳指導、育児相談を医療機関や在宅助産師の訪問で受けることができる産後ケア事業の充実を図ります。

#### (21) 新生児聴覚検査の推進

新生児期に先天性の聴覚障害の早期発見と早期療育を目的とした新生児期に受ける聴覚検査の費用を助成し、適切な治療や援助によりことば等の発達を支援します。

#### (22) 産婦健康診査の推進

出産後の母親が育児への不安から精神的に不安定になる産後うつを予防するため、産婦健康診査の費用を助成し、産後の初期段階における母子への支援に取り組みます。

#### (23) 産後ケアリスト等を活用したファミリー・サポート

産後ケアリストをはじめとした専門家と一緒に、母子とその家族に対しきめ細かいサポートで支援します。

#### (24) 本の読み聞かせの推進

0～3 歳児の保護者を対象に乳幼児向けおすすめ本のブックリストを配布し、また、幼児と保護者、幼稚園児、小・中学生を対象に本の読み聞かせを行い、想像力や感性の育みを支援します。

#### (25) 健康な体づくりの推進

5 歳児を対象に元気体操教室を開催して、リズム運動、柔軟体操、神経系運動、運動能力測定を行い、体力増進と健康づくりを支援します。

## 2. 次代の親の育成支援

### (1) 生・性に関する正しい知識の普及啓発

幼児期から一貫した教育により、年齢に応じて必要な性の知識を身に付けることが重要であり、性を含め思春期における諸問題を自ら乗り越えていくために自己決定能力を高めていくことが必要です。小学校、中学校、高等学校での生命を大切にする性教育・性感染症予防教育を充実します。特に、中学校では命や人とのつながりを学ぶ、子育て中の母子と生徒とのふれあい事業に継続的に取り組みます。

### (2) 喫煙、飲酒等に関する教育の推進

学校、医療、保健、福祉等の各機関が連携し、未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用に関する教育を効果的に取り組むため、ネットワーク体制の整備を図り、健康教育を推進するとともに、学校や地域社会における予防啓発活動を推進します。

### (3) 相談体制の充実

学童期・思春期における心の問題については、担任教諭や養護教諭への相談のほかにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し相談にあたります。町の「こころの健康相談」では、思春期の心の問題を抱える子どもやその家族に対して専門医によ

る相談を行い、思春期専門相談やピアサポートの推進等、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図ります。

#### **(4) 食育の推進**

健康な心と体の基礎が作られる乳幼児期、心身ともに子どもから大人へと移行する学童・思春期、関係機関と連携し成長に合わせた食育を推進します。

子どもの頃からさまざまな体験を通して「食」への関心を高め、食べものの大切さを学び、食文化を伝える取組を推進します。

さらに、各家庭や地域に伝えられた郷土料理や伝承料理を通じ、地域の人とのつながりと日本型食生活の継承を強化します。

#### **(5) 親子の本読みの推進**

公民館講座「くまさんの森」を開催し、乳幼児と保護者を対象に、大型絵本や紙芝居を使用した本の読み聞かせやペープサート、乳幼児のお気に入りのぬいぐるみを利用した親子での本読みを実施し、乳幼児の想像力や感性を育む取組を推進します。

#### **(6) 運動習慣づけの支援**

5歳未満の子どもと保護者を対象に親子体操教室を開催し、ふれあい遊び、マット運動、鉄棒遊びを行い、保護者の交流と子どもへの運動習慣づけを支援します。

## 基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

女性の社会進出や就労形態の変化等により、保育ニーズはますます多様化しています。時間外保育や病児保育など多様な保育需要に対応するとともに、在宅での子育て支援の充実を図り、必要家庭に適切なサービスを提供することが求められています。

現行制度では、潜在的な保育ニーズを把握し、教育・保育、子育て支援の提供体制を確保する「量的拡充」と保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」を図ることとされています。

本町では、認可保育所への支援により保育体制の確保を行うとともに、幼稚園、保育所等における職員の研修を充実することにより質をより高める努力を行います。併せて、幼稚園における預かり保育事業の実施や、小学生等を対象とした放課後児童健全育成事業の実施により、保護者のニーズに合ったサービス提供体制を確保し、小学校修了まで切れ目のないサービスを提供します。

## 基本目標Ⅱ：小学校修了まで切れ目のないサービスを提供できる町

### 1 教育・保育の提供体制の充実

- (1) 多様な保育需要への対応
- (2) 時間外保育事業
- (3) 病児保育事業
- (4) 放課後児童健全育成事業
- (5) 幼児教育・保育に関する指導・助言を行う者の配置
- (6) 教育・保育施設の再編
- (7) 放課後子ども教室

### 2 子育て支援サービスの質の向上・充実

- (1) 子育て支援サービスに係る人材確保
- (2) 保育士等の資質の向上
- (3) 相談体制の充実

## 1. 教育・保育の提供体制の充実

### (1) 多様な保育需要への対応

町内の幼稚園数は香住区 4 施設、村岡区 3 施設の計 7 施設あり、少人数教育の取り組みや小学校とのつながりや育ちの連続性を図るとともに、わくわく交流会等を通じて、園を越えた交流にも取り組み、多人数で多様な環境でのコミュニケーション能力や社会性の育成を図ります。また、幼稚園における預かり保育事業や放課後児童健全育成事業を実施し、教育時間終了後に保育を希望する保護者のニーズに対応します。

一方、町内の保育施設数は香住区 3 施設、村岡区 1 施設の計 4 施設あり、核家族化や共

働きなど家庭環境の変化に対応した保育の提供を図り、通常の保育に加えて時間外保育事業や一時保育事業にも取り組みます。

近年の急激な少子化や多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園への移行を支援します。

なお、小代区では、小代認定こども園（地方裁量型）において、小学校就学前まで1施設で一貫した教育・保育を引き続き提供します。

## **(2) 時間外保育事業**

保護者の就労形態の多様化やその他やむを得ない理由等に伴う時間外保育に対応するため、保育時間の延長が必要と認めた園児を対象に町内全域で時間外保育事業を実施します。

## **(3) 病児保育事業**

子どもが病気の際に家庭での保育が困難な場合に対応するため、香住区で病児対応型を1施設、体調不良児対応型を2施設開設しています。村岡・小代区内での実施の可能性について、継続して検討します。

## **(4) 放課後児童健全育成事業**

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生等を対象として、教育時間終了後に公民館や小学校の余裕教室等を利用して全小学校区に放課後児童クラブを開設し、適切な遊び場及び生活の場を提供することで児童等の健全な育成を図ります。また、放課後子ども教室と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

学校等再編後の旧小学校区においても利用希望人数に応じて開設するとともに、ニーズに応じた放課後児童クラブのあり方について検討を進めます。

## **(5) 幼児教育・保育に関する指導・助言を行う者の配置**

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関して専門性を有し指導・助言を行う指導主事を、引き続き教育委員会に配置します。

## **(6) 教育・保育施設の再編**

少子化を背景とした本町の学校再編計画に基づき、学校や幼稚園の統合等が進む中、認定こども園への移行を視野にした幼稚園や保育所の再編協議を進めるとともに、幼稚園預かり事業や放課後児童健全育成事業の保育体制の見直しを図ります。

## **(7) 放課後子ども教室**

幼稚園児、小学生を対象に、週に1回、地域の方、高校生、異学年児童との交流を通じ、集団遊び、勉強、スポーツ、文化活動等を支援します。

# **2. 子育て支援サービスの質の向上・充実**

## **(1) 子育て支援サービスに係る人材確保**

幼稚園預かり事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援事業の安定的な提供体制を維持するため、保育士等の有資格者に関する情報収集を行うとともに、放課後児童支援員の資格取得のための研修参加を支援し、人材の確保・育成に努めます。

## **(2) 保育士等の資質の向上**

研修テーマとして、保育士等が抱えている問題等を取り上げるとともに、参加型研修や保育現場の実践につながる実技等の講習を取り入れるなど、保育士等の資質の向上のために必要な支援を行います。

## **(3) 相談体制の充実**

子育て・子育て支援センター、子育て世代包括支援センター、各地域局など地域の身近な場所で子育て相談に応じるとともに、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行います。

## 基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感の増大といった問題が生じています。

保護者が出会い、情報交換や気軽に相談ができ交流のできる拠点を充実することが求められています。地域に根ざし自主的な活動を行う子育てサークルや母親グループを育成・支援することも必要です。

また、子育ての不安感等の緩和を図るため、保護者の仕事や通院、自身の活動やリフレッシュ、冠婚葬祭等、必要に応じ一時的に子どもを預かる事業も実施します。

子どもの健やかな育ちを促進するため、必要に応じ適切な情報提供を行い、誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町づくりを推進します。

## 基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

### 1 子育て家庭への支援の充実

- (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）
- (2) 子育て支援施設等の利用増進
- (3) 一時保育事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 子育て支援情報の適切な提供
- (6) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (7) 家庭教育学級補助事業

### 1. 子育て家庭への支援の充実

#### (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）

##### (ア) 活動内容の充実

子育て・子育て支援センターでは、子育て等に関する相談・援助の実施、子育て親子の交流の場の提供を行い、地域で安心して子育てができるよう支援します。また、子育て関係機関（保育所等、学校、保健師、主任児童委員、健康福祉事務所、こども家庭センターなど）や子育て支援団体等と連携し、「子育て講座」や「交流事業」、「季節の行事」など様々な活動を通して地域の“子育て力”を高めていきます。

##### (イ) 子育て支援活動団体に対する支援

子育てサークルや母親グループ等、子育てに関して自主的に活動を行う団体の育成及び活動支援に取り組みます。

#### (2) 子育て支援施設等の利用増進

子育て・子育て支援センターをはじめ、町内の「まちの子育てひろば」として県に登録されている施設において子育て中の親子が集い、異世代が気軽に交流できるよう啓発を図

ります。

### (3) 一時保育事業

保育所等に入所していない乳幼児の保護者が、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育することが一時的に困難となった場合に対応するため、保育所等において保育する一時保育事業を町内全域で実施します。

### (4) 子育て短期支援事業

児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに対応するため、原則 1 週間以内で児童又は保護者を児童福祉施設に入所させ、養育及び保護を行います。

### (5) 子育て支援情報の適切な提供

町が作成した『こそだてガイドブック』や、スマホのアプリを活用した『かみっこ子育てアプリ by 母子モ』などにより、必要な時に、適切な子育ての情報を発信・提供していきます。

### (6) 乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用枠の中で、就労等保育に欠ける要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を創設します。

### (7) 家庭教育学級補助事業

幼稚園、小・中学校のPTAを対象に、3つの町民運動（読書、あいさつ、体力づくり）の推進や、ふるさと教育、青少年健全育成、伝統行事・文化、自然を活かした活動に補助金を交付し支援を行う。

#### **基本目標Ⅳ：安心して子どもを産み育てることができる町**

虐待、障害、疾病、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもを含め、すべての子どもは等しく尊重され、一人一人の健やかな育ちが保障されなければなりません。子育てに対する関心を深める活動と併せて、子どもの権利擁護を進めるための普及・啓発を推進します。

児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼします。乳幼児訪問等あらゆる機会を捉え、虐待の発生予防、早期発見、早期対応に取り組みます。さらに、関係機関の連携や情報を共有し、要保護児童対策地域協議会の取組を強化します。

障害の有無に関わらず、共に個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが重要です。教育・保育施設への訪問等を通して、発達に課題のある子どもを早期に発見し関係機関の支援につなげます。

ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対し、日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援など、総合的な自立支援を図ります。

すべての家庭の子育てにかかる経済的負担を軽減することと併せ、一人一人の特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備し、安心して子どもを産み育てることができる町を推進します。

## 基本目標Ⅳ：安心して子どもを生き育てることができる町

### 1 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

- (1) 被害に遭った子ども等の保護の推進
- (2) 児童虐待防止対策の充実
- (3) 障害児等の支援施策の充実
- (4) ひとり親家庭への支援
- (5) アレルギーのある子どもへの支援
- (6) 外国につながるのある家庭への支援

### 2 子育て世帯への経済的支援

- (1) 保育料の軽減
- (2) 第3子以降を育てる世帯への支援
- (3) 児童手当
- (4) 医療費の助成
- (5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- (6) 義務教育終了までの子どもや家庭への支援
- (7) 給食費の無償化

### 3 子どもの安全確保

- (1) 事故防止
- (2) 交通安全対策活動の推進
- (3) 犯罪等の被害防止活動の推進

## 1. 配慮を必要とする子ども・家庭への支援

### (1) 被害に遭った子ども等の保護の推進

児童虐待、いじめ、犯罪等により被害を受けた場合、その子どもの精神的ダメージを軽減し立ち直りを支援するためのカウンセリング、保護者に対する助言など、学校等と連携したきめ細やかな支援を実施します。保護を必要とする子どもができた場合、児童福祉施設等の関係機関との連携を迅速に図り、健全な育成を支援します。

### (2) 児童虐待防止対策の充実

#### (ア) 養育支援訪問事業

児童虐待防止の一環として、訪問による相談、指導、助言、家事や育児の援助等、必要な養育支援を実施することにより、家庭での適切な養育を促進するとともに、育児が安定して行えるようヘルパー等を派遣します。

妊婦健康診査未受診者、若年の妊婦や出産を望まない妊婦等、特に支援を必要とする家庭には保健師等専門職が訪問し対応します。

#### (イ) 要保護児童対策地域協議会

未然に児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立の応援等、切れ目のない支援を推進するため、子どもに関する総合的な相談窓口の設置により、虐待、問題行動、母子保健等の相談に応じます。

兵庫県豊岡こども家庭センターや兵庫県豊岡健康福祉事務所と連携しながら、本町の要保護児童対策地域協議会の構成機関が中心となって児童虐待の早期発見・早期対応の取組を進め、虐待等の兆候が見受けられる子どもが発見された場合は、要保護児童対策地域協議会における個別支援会議を開催し、その対応を検討します。

### (3) 障害児等の支援施策の充実

#### (ア) 未熟児養育事業

未熟児の早期届出の徹底を図り、訪問指導を実施するとともに医療が必要な場合は、療育医療に対する支援を行います。

#### (イ) 障害児保育事業

障害児の健全な発達を支援し、住み慣れた地域で乳幼児期を過ごすことができるよう、保護者のニーズに応じ教育・保育施設や放課後児童クラブへの受け入れに配慮するとともに、受入施設等へ支援を行います。

#### (ウ) 5歳児発達相談事業

発達障害児の把握とその保護者や保育者への育児支援、生活支援、就学支援の体制づくりのため、5歳児を対象にスクリーニング、相談などを行います。

#### (エ) 保育所幼稚園等巡回相談事業

臨床心理士や保健師が幼稚園、保育所、認定こども園を巡回し、発達障害等、保育者が気になる子どもへの関わり方や保育に対する助言等、適切な支援を行います。

#### (オ) 障害児等療育支援事業

発達や子育てに不安を持つ保護者が気軽に相談できる場として、健診日等に発達の専門医や臨床心理士、保健師等による個別相談を行います。

#### (カ) 障害児通所支援事業

関係市町と共同運営している2つの療育施設及び町内事業所への積極的関与を通して放課後等デイサービスの量的・質的確保に努めます。また、障害児通所支援施設を共同設置する関係市町、関係機関との協議による児童発達支援センター等の体制整備を進めます。

#### (キ) 障害児相談支援事業

障害者支援利用計画作成の質的向上を図るとともに、モニタリング期間について検討しきめ細やかな設定時期に努めます。

#### (ク) 医療的ケア児の支援に向けた連携体制の構築

医療的ケア児とその家族を地域で支えるため、医療的ケア児支援にかかわる関係課や関係機関の連携体制の構築を図ります。また、医療的ケア児コーディネーターを配置することにより、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる包括的な支援の調整を行います。

### (4) ひとり親家庭への支援

---

ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスと自立・就業の支援に主眼を置いた総合的な対策を実施していくことが望まれます。福祉施策・取組についての情報提供と併せ相談体制を充実し、保育所等の入所に際しての配慮等、各種支援策を推進しひとり親家庭の自立を支援します。

#### (5) アレルギーのある子どもへの支援

乳幼児を持つ保護者を対象に、乳幼児健康診査等を通してぜん息やアレルギー疾患の情報提供を行います。また、教育・保育施設、小学校、中学校での給食については、保護者や医師等からの情報を確実に共有し対応することで、食物アレルギーによる事故を防止します。

#### (6) 外国につながるのある家庭への支援

外国につながるのある家庭が、言語や文化、考え方の違いにより孤立することなく、安心して子育てができるよう支援します。また、日本語指導が必要な外国人等の児童・生徒に対しては、教育的ニーズに応じた支援を行います。

## 2. 子育て世帯への経済的支援

#### (1) 保育料の軽減

教育・保育施設を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化されています。3歳未満児についても国の定める基準額から減額し、すべての子育て家庭へ経済的負担の軽減を図ります。

#### (2) 第3子以降を育てる世帯への支援

少子化対策の一環として、放課後児童クラブを利用する第3子以降の利用料を減額し、第3子以降を育てる世帯への支援を行います。

#### (3) 児童手当

子育てに必要な費用を社会全体で支えるために、高校生年代（18歳到達後最初の3月31日）までの児童を養育する方に児童手当を支給します。

#### (4) 医療費の助成

乳幼児等医療費助成制度（～小学3年生）やこども医療費助成制度（小学4年生～高校3年生世代）の実施により、入院・通院ともに無料とし、子どもにかかる医療費について経済的な支援を行います。

#### (5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設を利用している児童にかかる日用品、文具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等の実費徴収部分について、世帯の所得状況等を勘案し助成します。

#### (6) 義務教育終了までの子どもや家庭への支援

現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指していく必要があります。子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第

一に考え、義務教育終了までの子どもや家庭への支援を行います。

### (7) 給食費の無償化

予想を上回るスピードで進む少子化に対して、子育て世代への支援をさらに充実するため、就学前施設、小・中学校の給食費を完全無償化し、保護者の負担軽減を図ります。

## 3. 子どもの安全確保

### (1) 事故防止

子どもの死亡原因は不慮の事故が多いことから、異物の誤飲、火傷、窒息等の急な事故に対応できるよう小児の急病時の対応について健診や教室等を通して啓発します。特に誤飲に関しては、「中毒 110 番」等での対応策も積極的に啓発します。

### (2) 交通安全対策活動の推進

子どもを交通事故から守るため、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策（交通安全教育）を推進します。

子どもの交通事故による死傷を防ぐため、チャイルドシートの正しい使い方の啓発等により子どもの死亡率減少に努めます。

### (3) 犯罪等の被害防止活動の推進

#### (ア) 犯罪等に関する情報提供の推進

子どもを犯罪・事故等の被害から守るため、警察から迅速に情報提供を受けられるよう働きかけ、行政放送等により適切な情報提供を行います。また、犯罪情報や防犯情報などを、メールで配信する「ひょうご防犯ネット」の登録を促進します。

#### (イ) 地域ぐるみの防犯活動の推進

子どもが犯罪等に遭ったとき、すぐに駆け込める緊急避難場所「こども 110 番のいえ」を町防犯協会事業として再点検するとともに、青色防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの地域ぐるみの防犯活動を推進します。

#### (ウ) 防災教育の推進

地震、津波、風水害、火災等から子どもを守るため、教育・保育に携わるすべての人の危機管理能力の向上を図る研修を行い、災害時の避難場所や避難経路を再点検するとともに、計画的な避難訓練等、防災教育を推進し、自分の命は自分で守る意識を育てる取組を推進します。

## 基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育てを支えることができる町

女性の社会進出により共働き家庭が増加している中、仕事と家庭を両立できるライフスタイルの構築がますます求められています。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭、地域においても、ライフステージの各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指すとしています。

子どもを取り巻く環境が、複雑化・多様化し、地域における人のきずなが希薄となり、子どもの健全な育ちを支える社会基盤が脆弱化する中、このような社会を実現するためには、働き方を見直す意識改革に取り組む必要があるとともに、地域ぐるみで親子を見守り支える機運の醸成が必要であり、地域・学校・企業等が連携してネットワークを構築し、子育て支援活動を推進することが求められています。

民生委員・児童委員、区・自治会長、スクールカウンセラーなどの力を結集し、地域で子育てを支援する体制づくりを進め、地域で子育て・子育てを支えることができる町を推進します。

## 基本目標Ⅴ：地域で子育て・子育てを支えることができる町

### 1 地域における子育て支援

- (1) 自主的な子育てグループの育成
- (2) 地域で子育てを支える人材の育成
- (3) 子育て世代と祖父母世代の交流の推進
- (4) コミュニティ・スクールの推進

### 2 職業生活と家庭生活の両立の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) 仕事と子育ての両立支援

### 3 子どもの教育環境の整備

- (1) 「未来を切り拓く力」の育成
- (2) 夢や志を抱きながら子どもが育つ教育環境の充実
- (3) 学校・家庭・地域が一体となったふるさとの教育力の向上
- (4) ふるさとに学ぶ生涯学習社会づくりの推進

### 4 子どもの生活環境の充実

- (1) 子どもが安心して遊べる場所の整備
- (2) 放課後子ども教室の拡充
- (3) 子どもの健全育成

## 1. 地域における子育て支援

### (1) 自主的な子育てグループの育成

地域における子育てに関するグループや団体の力を伸ばすため、就学前の子どもの親たちによる食育・体験活動・絵本の読み聞かせ・遊び等、多方面の子育て課題に対する自主的な活動や仲間づくりに対し支援を行います。

### (2) 地域で子育てを支える人材の育成

地域ぐるみで親子を支える機運を高めることができる人材を育て、子育て世代を支援します。

### (3) 子育て世代と祖父母世代の交流の推進

核家族の増加や祖父母世代との育児に対する考え方の違いなどにより、子育て世代が孤立しないため、祖父母世代との交流を支援します。

### (4) コミュニティ・スクールの推進

家庭、地域、学校が一体となって、子どもたちの課題や実態を共有するとともに、当事者意識を持って、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを共有し、協働へと繋げていく取組を推進します。

## 2. 職業生活と家庭生活の両立の推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスの推進

すべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択でき、健康で豊かな暮らしを実現するため、企業や地域へワーク・ライフ・バランス及び男女共同参画に関する啓発や情報提供を行い、取組に対する積極的な支援と併せて男性の家事・育児に対する意識改革を推進します。

### (2) 仕事と子育ての両立支援

国や関係団体と連携し、ワーク・ライフ・バランス推進のための講演会やセミナーの実施等、企業による「ひょうご仕事と生活センター」事業を活用することにより、主体的・継続的な職場環境づくりを促進します。

さらに、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業に対して支援を行い、仕事と生活の調和を図る取組を拡大します。

## 3. 子どもの教育環境の整備

### (1) 「未来を切り拓く力」の育成

#### (ア) 「確かな学力」の育成

##### ① 確かな学力の育成

基本的な学習習慣の確立や基礎的な学力の定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現やカリキュラム・マネジメントの確立を通して、児童生徒の

学力の向上を図ります。

②国際理解を深める教育の推進

さらなるグローバル化を見据え、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、外国語指導助手（ALT）等との外国語を用いたふれあいや対話の機会を充実します。

③情報活用能力の育成

GIGAスクール構想の前倒しにより、早期導入したICT機器を十分に活用できるように、学習環境の整備や機器のメンテナンス及び教員のICT活用能力の向上を図り、児童生徒の情報活用能力を育成します。

(イ)「豊かな心づくり」の推進

①あいさつ運動の推進

学校・家庭・地域が連携し、人と人をつなぐ糸口であるあいさつの励行を推進します。

②道徳教育の推進

あらゆる教育活動を通して子どもたちの道徳性を養うために、心に響く学習の創造に向けた研修に取り組みます。

③心の教育の充実

子どもたちが、相手のよさや自分との違いを理解する力や他者と協働する力を育む教育を推進するとともに、学校園におけるいじめや不登校等に対応するため、スクールカウンセラーや教育活動支援員等の配置により、子どもたちや家庭を支える相談体制の充実に取り組みます。

④体験的な「ふるさと教育」の推進

生まれ育った郷土の美しい自然と地域に残る伝統文化などを十分に体験し、ふるさとの人々に触れ合う中で子どもたちか豊かな感受性を育む「ふるさと教育」を推進します。

(ウ)「健やかな体づくり」の推進

①発達に応じた体づくりの充実

幼児期にさまざまな遊びを通して、健康的に生きるための基盤を培う指導を推進するとともに、小・中学校においては、個人差を踏まえた段階的な指導を通して、健康の大切さを実感できる授業への取組を充実します。

②食育の充実

地産地消を基本とした「日本一のふるさと給食」を生きた教材として活用し、生産者への感謝の気持ちを抱かせ、ふるさとの産業や自然、食文化への理解を深めるよう食育の充実に取り組みます。

(エ) 特別支援教育の推進

①つながりのある多様な学びの充実

発達障害を含めた障害のある子どもたち一人一人の多様な教育的ニーズに応じた教育の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した授業づくりや多様性を尊重した学級づくりに取り組みます。

## ②一貫性のある支援体制の構築

障害のある子どもたちの教育相談や個別の教育支援計画による就学や進路に関する合意形成を図るとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校園内の支援体制やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部の専門家を活用した教育相談を充実します。

### (オ) 幼児期の教育の充実

#### ①幼児期での「学びの芽生え」の確立

幼児期と児童期の「学びのつながり」を意識した教育活動の展開による教育の充実を図ります。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて、個々の特性や能力の伸張を促す教育・保育に取り組みます。

#### ②非認知能力の育成

さまざまな遊びの中で、試行錯誤・葛藤する場面を設定し、友達との関わりの中で問題解決を試みさせ、自発的に楽しく学べる子どもを育成するとともに、人の話を受容的に受け止めたり、自分の思いを進んで伝えたりすることのできる態度や心情を育成します。

#### ③少人数指導で培う力を補完する他園との合同保育の推進

学校間スーパー連携チャレンジプラン「就学前わくわく交流会」を実施し、多人数保育で醸成される人間関係力、コミュニケーション能力、挑戦心等を育成し、小学校教育への望ましい接続を図ります。

## (2) 夢や志を抱きながら子どもが育つ教育環境の充実

### (ア) 安全・安心な教育環境の充実

#### ①学校園の防災教育・防災体制の充実

さまざまな自然災害から自らの生命を守るため、子どもたち自身が主体的に判断し行動する力や、危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。また、児童生徒、学校園の危機対応能力の向上を図るための防災訓練や防犯訓練に取り組みます。

#### ②子どもの安全対策の推進

学校園において、感染症対策や熱中症対策に取り組みます。また、防犯研修やボランティアによる見守り活動など防犯体制の充実を図るほか、警察・道路関係者等と連携した通学路の安全点検や整備に取り組みます。

#### ③学校園施設の整備・維持保全

学校施設の長寿命化とともに、施設、遊具等の定期的な点検を実施し、安全な施設の整備や維持保全を図ります。

#### ④アレルギー疾患への対応

関係機関との積極的な連携や、保護者や児童生徒との連携を図ることで、アレルギー発症予防や発症時の緊急対応に努めます。

## (3) 学校・家庭・地域が一体となったふるさとの教育力の向上

### (ア) 家庭の教育力の向上

#### ①親としての学びの支援の充実

P T A活動や保護者会などを通して、子育て中の親同士や子育て経験者との交流を推進します。

#### ②学校と地域との連携

各学校を核として、P T A、地域との連携を推進し、「地域の子どもは地域で育てる」をテーマに、子どもたちの適切な生活習慣の確立に努めます。

#### ③子育て支援の充実

放課後児童クラブ、幼稚園預かり事業、病児保育事業を充実させ、就労等により保護者が在宅していない家庭の支援に努めます。また、子育て・子育て支援センターにおける子育て相談や保護者同士の交流促進を図ります。

### (イ) 地域の教育力の向上

#### ①地域学校協働活動の充実

子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、地域住民等の協力による放課後子ども教室を充実します。また、地域の多様な経験や技能を持つ人材や企業等の協力を得て、ふるさとを総合的に学ぶ土曜チャレンジ学習事業を実施し、豊かで有意義な土曜日の実現を図ります。

#### ②コミュニティ・スクールの推進

各学校の学校運営協議会において、学校運営や必要な支援等について地域住民等と共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

### (4) ふるさとに学ぶ生涯学習社会づくりの推進

#### (ア) ふるさと教育の推進

地域の伝統行事やさまざまな体験活動に子どもたちの参加を促すとともに、公民館講座「ふるさとおもしろ塾」を開催し、町の自然、文化を活用した体験事業を行い、生まれ育った町が楽しかったふるさととして思い出に残る活動を展開します。

## 4. 子どもの生活環境の充実

### (1) 子どもが安心して遊べる場所の整備

子どもの成長に応じて安全に遊べる公園の整備に努めるとともに、自治会等が行う子ども遊び場の整備を支援します。

### (2) 放課後子ども教室の拡充

放課後子ども教室実施校の拡充を図るとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後児童健全育成事業と連携しながら「新・放課後子ども総合プラン」を推進します。

### (3) 子どもの健全育成

#### (ア) 有害図書や有害情報の規制の働きかけ

町、県、警察が連携し実施する青少年を取り巻く有害環境実態調査により、有害図書販売店の立ち入り調査を行い、子どもの成長に悪影響が懸念される性や暴力等の有害情

報を取り除くよう、関係者や関係業者に対して自主的規制・措置の働きかけを行います。また、青少年問題協議会において、青少年育成推進会議の活動目標となる「香美町青少年育成対策指針」を策定し、青少年育成推進会議の構成機関により地域で子どもの健全育成、問題行動防止活動に取り組みます。

(イ) 問題行動への予防対策

スマートフォン等の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題になっており、「青少年インターネット環境整備法」等に基づき、地域住民や関係機関・団体との連携協力の強化により青少年のインターネットの適切・安全・安心な利用や保護者に対する普及啓発を推進します。

(ウ) 青少年問題協議会と青少年育成推進会議

学校、警察、自治会、民生委員、PTA等で青少年問題協議会を設置し、青少年健全育成への取組を精査するとともに、年度毎に時代に応じた青少年育成対策指針、3つの実践項目、重点項目を定め、青少年育成推進会議、学校、PTA等で登下校の見守り、スキー教室、ネット・ゲームのルールづくりを行い、青少年の健全育成を図ります。

# 第5章 事業計画

## 1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

- ☆ 幼稚園・認定こども園（教育）を利用可能・・・1号：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のない世帯）  
2号（学校教育の利用希望）：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）
- ☆ 保育所・認定こども園（保育）を利用可能・・・2号（その他）：3歳以上の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）  
3号：3歳未満の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）
- ☆ 自市町の子どもは他市町の施設を広域利用する人数も含む 他市町の子どもは香美町の施設を広域利用する人数

《年度別計画 香美町全体》

(単位：人)

区分	R7年度					R8年度					R9年度					R10年度					R11年度							
	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計			
		利用希望	学校教育の 利用希望				その他	利用希望				学校教育の 利用希望	その他				利用希望	学校教育の 利用希望				その他	利用希望			学校教育の 利用希望	その他	利用希望
量の見込み																												
自市町の子ども(①)	69	0	117	108	294	56	0	129	83	268	59	0	115	80	254	59	0	101	77	237	49	0	93	75	217			
(他市町の子ども)(②)	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6			
確保方策	特定教育・ 保育施設	自市町の 子ども	認定こども園	2	0	20	7	29	2	0	17	4	23	2	0	13	4	19	2	0	11	4	17	2	0	7	4	13
			保育所	/	0	97	101	198	/	0	112	79	191	/	0	102	76	178	/	0	90	73	163	/	0	86	71	157
			幼稚園	21	0	/	0	21	12	0	/	0	12	14	0	/	0	14	11	0	/	0	11	9	0	/	0	9
			小計	23	0	117	108	248	14	0	129	83	226	16	0	115	80	211	13	0	101	77	191	11	0	93	75	179
	(他市町の 子ども)	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		保育所	/	0	1	5	6	/	0	1	5	6	/	0	1	5	6	/	0	1	5	6	/	0	1	5	6	
		幼稚園	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	
		小計	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	
	その他	自市町の 子ども	幼稚園預かり保育	0	46	0	0	46	0	42	0	0	42	0	43	0	0	43	0	46	0	0	46	0	38	0	0	38
			小計	0	46	0	0	46	0	42	0	0	42	0	43	0	0	43	0	46	0	0	46	0	38	0	0	38
		(他市町の 子ども)	幼稚園預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自市町の子ども計(③)	23	46	117	108	294	14	42	129	83	268	16	43	115	80	254	13	46	101	77	237	11	38	93	75	217			
(他市町の子ども計)(④)	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6			
差引	自市町の子ども(③-①)	-46	46	0	0	0	-42	42	0	0	0	-43	43	0	0	0	-46	46	0	0	0	-38	38	0	0	0		
	(他市町の子ども)(④-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

《認定こども園への移行を予定している施設にかかる提供体制確保外の定員数の計 香美町全体》

区分	R7年度					R8年度					R9年度					R10年度					R11年度									
	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計					
		利用希望	学校教育の 利用希望				その他	利用希望				学校教育の 利用希望	その他				利用希望	学校教育の 利用希望				その他	利用希望			学校教育の 利用希望	その他			
提供体制確保外の定員数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

《年度別計画 香住区》

(単位:人)

年度		R 7年度					R 8年度					R 9年度					R 10年度					R 11年度						
区分	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計			
		利用希望	学校教育の その他				利用希望	学校教育の その他				利用希望	学校教育の その他				利用希望	学校教育の その他				利用希望	学校教育の その他			利用希望	学校教育の その他	
量の見込み	自市町の子ども(①)	55	0	72	83	210	42	0	87	63	192	43	0	82	60	185	46	0	72	57	175	38	0	68	55	161		
	(他市町の子ども)(②)	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4		
確保方針	特定教育・ 保育施設	自市町の 子ども	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			保育所	/	0	72	83	155	/	0	87	63	150	/	0	82	60	142	/	0	72	57	129	/	0	68	55	123
			幼稚園	9	0	/	0	9	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0
			小計	9	0	72	83	164	0	0	87	63	150	0	0	82	60	142	0	0	72	57	129	0	0	68	55	123
	(他市町の 子ども)	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		保育所	/	0	1	3	4	/	0	1	3	4	/	0	1	3	4	/	0	1	3	4	/	0	1	3	4	
		幼稚園	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	
		小計	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	
	その他	自市町の 子ども	幼稚園預 かり保育	0	46	0	0	46	0	42	0	0	42	0	43	0	0	43	0	46	0	0	46	0	38	0	0	38
			小計	0	46	0	0	46	0	42	0	0	42	0	43	0	0	43	0	46	0	0	46	0	38	0	0	38
		(他市町の 子ども)	幼稚園預 かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自市町の子ども計(③)		9	46	72	83	210	0	42	87	63	192	0	43	82	60	185	0	46	72	57	175	0	38	68	55	161		
(他市町の子ども計)(④)		0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4		
差引	自市町の子ども(③-①)	-46	46	0	0	0	-42	42	0	0	0	-43	43	0	0	0	-46	46	0	0	0	-38	38	0	0	0		
	(他市町の子ども)(④-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

《年度別計画 村岡区・小代区》

(単位:人)

年度		R 7年度					R 8年度					R 9年度					R 10年度					R 11年度						
区分	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計			
		利用希望	学校教育の その他				利用希望	学校教育の その他				利用希望	学校教育の その他				利用希望	学校教育の その他				利用希望	学校教育の その他					
量の見込み	自市町の子ども(①)	14	0	45	25	84	14	0	42	20	76	16	0	33	20	69	13	0	29	20	62	11	0	25	20	56		
	(他市町の子ども)(②)	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2		
確保方針	特定教育・ 保育施設	自市町の 子ども	認定こども園	2	0	20	7	29	2	0	17	4	23	2	0	13	4	19	2	0	11	4	17	2	0	7	4	13
			保育所	/	0	25	18	43	/	0	25	16	41	/	0	20	16	36	/	0	18	16	34	/	0	18	16	34
			幼稚園	12	0	/	0	12	12	0	/	0	12	14	0	/	0	14	11	0	/	0	11	9	0	/	0	9
			小計	14	0	45	25	84	14	0	42	20	76	16	0	33	20	69	13	0	29	20	62	11	0	25	20	56
	(他市町の 子ども)	認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		保育所	/	0	0	2	2	/	0	0	2	2	/	0	0	2	2	/	0	0	2	2	/	0	0	2	2	
		幼稚園	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	
		小計	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	
	その他	自市町の 子ども	幼稚園預 かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(他市町の 子ども)	幼稚園預 かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自市町の子ども計(③)		14	0	45	25	84	14	0	42	20	76	16	0	33	20	69	13	0	29	20	62	11	0	25	20	56		
(他市町の子ども計)(④)		0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2		
差引	自市町の子ども(③-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(他市町の子ども)(④-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

### (1) 地域子育て支援拠点事業

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み		4,500 人日	4,230 人日	3,990 人日	3,750 人日	3,540 人日
うち香住区		1,670 人日	1,570 人日	1,480 人日	1,390 人日	1,310 人日
うち村岡区・小代区		2,830 人日	2,660 人日	2,510 人日	2,360 人日	2,230 人日
確保方策	箇所数	3 か所				
	うち香住区	1 か所				
	うち村岡区・小代区	2 か所				
	具体的な考え方	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)	町が定める区域ごとに確保 (現在の3センターで確保する)

※量の見込みは利用が見込まれる児童数のみを記載（親の数は含まない）

### (2) 利用者支援事業

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み		4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
うち香住区		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
うち村岡区・小代区		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	うち香住区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	その他	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	うち香住区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	うち村岡区・小代区	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
具体的な考え方	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	

(3) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
量の見込み	①1号認定による利用	0 人日					
	うち香住区	0 人日					
	うち村岡区・小代区	0 人日					
	②2号認定による利用	6,900 人日	6,300 人日	6,400 人日	6,900 人日	5,700 人日	
	うち香住区	6,900 人日	6,300 人日	6,400 人日	6,900 人日	5,700 人日	
うち村岡区・小代区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日		
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）	6,900 人日	6,300 人日	6,400 人日	6,900 人日	5,700 人日	
	具体策	実施園数	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
		うち香住区	1 園	1 園	1 園	1 園	1 園
		うち村岡区・小代区	0 園	0 園	0 園	0 園	0 園
	具体的な考え方	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施	

(4) 一時預かり事業（幼稚園在園児以外の一時的預かり）

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
量の見込み		46 人日	44 人日	42 人日	40 人日	38 人日	
	うち香住区	25 人日	24 人日	23 人日	22 人日	21 人日	
	うち村岡区・小代区	21 人日	20 人日	19 人日	18 人日	17 人日	
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	46 人日	44 人日	42 人日	40 人日	38 人日	
	具体策	保育所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
		うち香住区	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		認定こども園	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		うち香住区	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	

(5) 子育て短期支援事業

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	実施体制	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
委託団体等	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設	

(6) 病児保育事業

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
量の見込み		91 人日	88 人日	85 人日	82 人日	79 人日	
	うち香住区	81 人日	78 人日	75 人日	72 人日	69 人日	
	うち村岡区・小代区	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	
確保方策	病児保育事業	180 人日	180 人日	160 人日	150 人日	140 人日	
	具体策	病児対応型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員
		うち香住区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員
		うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
		0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員	
	体調不良児対応型	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	
	4 総定員	4 総定員					
	うち香住区	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	
	4 総定員	4 総定員					
うち村岡区・小代区	0 か所						
0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員			
具体的な考え方	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施		

※ 村岡区・小代区での実施について、引き続き検討していく。

## (7) 時間外(延長)保育事業

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
量の見込み	量の見込み	29人	27人	26人	25人	24人	
	うち香住区	22人	20人	19人	19人	18人	
	うち村岡区・小代区	7人	7人	7人	6人	6人	
確保方策	時間外(延長)保育事業	29人	27人	26人	25人	24人	
	具体策	保育所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		うち香住区	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		うち村岡区・小代区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		認定こども園	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		うち香住区	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	うち村岡区・小代区	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	

※ 認定区分ごとの最大利用時間を超えて保育が必要な子どもに対する時間外(延長)保育事業

## (8) 放課後児童健全育成事業

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
量の見込み	小学1年生	59人	50人	40人	41人	42人	
	うち香住区	41人	35人	27人	28人	30人	
	うち村岡区・小代区	18人	15人	13人	13人	12人	
	小学2年生	53人	59人	50人	40人	41人	
	うち香住区	42人	41人	35人	27人	28人	
	うち村岡区・小代区	11人	18人	15人	13人	13人	
	小学3年生	53人	53人	59人	50人	40人	
	うち香住区	38人	42人	41人	35人	27人	
	うち村岡区・小代区	15人	11人	18人	15人	13人	
	小学4年生	24人	22人	21人	23人	20人	
	うち香住区	18人	15人	16人	16人	14人	
	うち村岡区・小代区	6人	7人	5人	7人	6人	
	小学5年生	27人	24人	22人	21人	23人	
	うち香住区	19人	18人	15人	16人	16人	
	うち村岡区・小代区	8人	6人	7人	5人	7人	
	小学6年生	29人	27人	24人	22人	21人	
	うち香住区	19人	19人	18人	15人	16人	
	うち村岡区・小代区	10人	8人	6人	7人	5人	
計	245人	235人	216人	197人	187人		
確保方策	放課後児童クラブ	245人	235人	216人	197人	187人	
	具体策	箇所数	10か所	10か所	10か所	10か所	10か所
		うち香住区	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	うち村岡区・小代区	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	
具体的な考え方	全小学校区で開設	全小学校区で開設	全小学校区で開設	全小学校区で開設	全小学校区で開設		

### (8-1) 新・放課後子ども総合プランにかかる記載事項

#### ① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量

年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
一体的に実施する目標量	2か所	2か所	3か所	3か所	4か所

#### ② 放課後子ども教室の実施計画

年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
実施箇所数	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

#### ③ 新・放課後子ども総合プラン推進に関する具体的な方策

- 放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携するとともに、コーディネーターが事業を調整し、一体的な実施のための共通プログラムを企画・実施します。また、放課後児童クラブの開所時間延長、小学校余裕教室の活用等、総合教育会議等で総合的な放課後対策を検討します。
- 放課後児童クラブ入所時に児童の健康状態などを把握し、特別な配慮の必要な児童については加配するなど、個々の状態に即したクラブでの生活となるよう支援します。
- 放課後児童クラブでは異年齢児童等との交わり等を通して社会性を身につけ、当番制により主体性を養うようななどの運営を計画しており、育成支援の内容について、利用者等に周知していきます。

### (9) 妊婦に対する健康診査

☆ 人数は、当該年度中に検診を受けることが見込まれる妊婦の実人数を記載。

☆ 妊娠期間の関係で2か年度に渡り検診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上。

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み	人数	46人	44人	43人	42人	41人
	検診回数	640回	610回	600回	580回	570回
確保方策	実施場所	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院
	実施体制	15人	15人	15人	15人	15人
	検査項目	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等、その他 主治医が認めた検査				
	実施時期	年間	年間	年間	年間	年間

### (10) 乳児家庭全戸訪問事業

☆ 現行と同様に実施（確保方策は保健師数）

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		81人	76人	72人	68人	65人
確保方策	実施体制	6人	6人	6人	6人	6人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
	委託団体等	-	-	-	-	-

### (11) 養育支援訪問事業

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		39人	36人	34人	32人	31人
確保方策	実施体制	-人	-人	-人	-人	-人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
	委託団体等	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会

### (12) 子育て世帯訪問支援事業

☆ 人数は、当該年度中にヘルパー訪問を利用することが見込まれる妊産婦の延べ人数を記載。

年度		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
量の見込み		35人	32人	29人	26人	23人
確保方策	実施体制	-人	-人	-人	-人	-人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
	委託団体等	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会	香美町社会福祉協議会

### 3. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

#### (1) 就学前教育・保育施設の認定こども園化の推進

近年の急激な少子化や核家族化等の家庭環境の変化に伴い、認定こども園化を視野に就学前の子どもの数や保育ニーズの変化に応じた適切な教育・保育施設のあり方を検討します。

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設です。

既存の教育・保育施設の状況や意向に配慮し、少子化や保育ニーズの変化を踏まえ、関係者や保護者の意見を聞きながらその時期や施設配置について検討を進め、認定こども園化を推進します。

また、町内のすべての就学前施設における一律の教育・保育の質を確保するため、指針となる『香美町版 就学前教育・保育スタンダードカリキュラム』を策定し、就学前施設の教諭や保育士等への研修に取り組みます。

#### (2) 教育・保育施設と小学校、中学校との連携・接続の推進

幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期となります。「子どもの最善の利益」を最優先に、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、幼児期の教育・保育と児童期の教育を円滑に接続することが重要です。

香美町では、「香美町教育振興基本計画」（令和4年度から第2期計画）を基に教育基本方針となる「香美町教育の重点」を毎年定め、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有した幼児期の教育・保育と小学校教育の接続、さらには小学校教育と中学校教育の接続を意識したカリキュラムの作成、資質向上のための研修体制等の充実を図り、より質の高い教育・保育の提供を推進します。

### 4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園における預かり保育事業等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」を引き続き実施します。

子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し行います。また、その給付方法については、法定代理受領による給付を基本としながらも、特定子ども・子育て支援施設等と随時調整を図りながら、事務の円滑化に努めます。

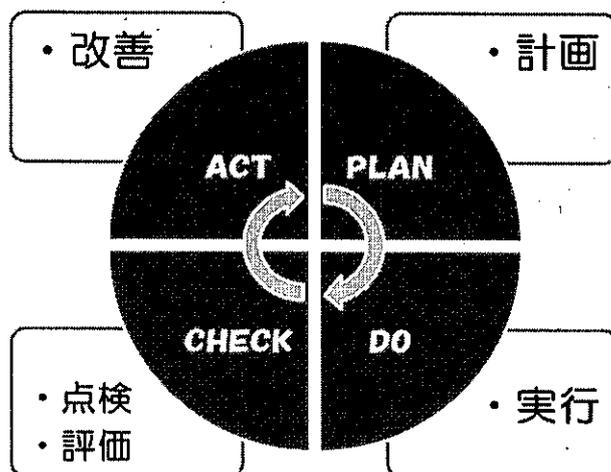
## 第6章 計画の推進方策

### 1. 推進体制

本計画の推進にあたっては、基本理念、基本目標の実現のための各種取組について広く周知し、「安心して子育て・子育てができる町」を目指して、町民、地域、行政、関係機関・団体等が子育て支援の重要性を共有し、それぞれが連携・協働しながら子育て支援に関する取組を行うことにより、「子どもの育ち」、「親の育ち」と子育てを社会全体で支援します。併せて、国、県、他市町と連携し、施策の推進を図ります。

### 2. その責務と役割

本計画に基づく事業の進捗状況に加え、計画全体の成果について、点検・評価することが重要となります。このため「香美町子ども・子育て会議」において、PDCA（PLAN「計画」→DO「実行」→CHECK「点検・評価」→ACT「改善」）サイクルによる適切な進行管理や必要な見直しを行い、実効性のある取組の推進を図ります。



## 用語解説

**合計特殊出生率**

「15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性はその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

**ハイリスク妊産婦**

母児のいずれかまたは両者に重大な予後不良が予想される妊娠した女性や社会的ハイリスク要因を持つ女性を指し、具体的には、正常に経過していた妊娠に産科合併症が生じた場合や妊娠前からすでに何らかの基礎疾患を持ちながら妊娠し分娩を行おうとする場合等がある。

**SIDS（乳幼児突発死症候群）**

それまで元気だった赤ちゃんが、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気。日本での発症頻度はおよそ出生6,000～7,000人に1人と推定され、生後2か月から6か月に多いとされている。発症は年々減少傾向にあるが、全国では多くの赤ちゃんがこの病気で亡くなっている。

**子育て世代包括支援センター**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点。香美町では、本庁舎3階に開設している。

**産後ケアリスト**

心身ともに不安定になりやすい産後の女性に対して、心と体、子育て環境を整える方法など、多方向から女性を支援する専門家。

**スクールカウンセラー**

児童・生徒・学生の不登校や、校内・学内での種々の問題行動などの対応に当たっては、専門的な心理学知識や心理援助知識が求められることがある。各教育機関において、そのような高度な専門的知識を有し、心理相談業務に従事する心理職専門家を指す。

**スクールソーシャルワーカー**

子どもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。

**ピアサポート**

学童期・思春期には同じ悩みや心の問題を抱えているケースがある。体験・経験の共感者、つまり

同じ立場にある当事者同士が、互いの経験・体験を基に語り合い、問題の解明(回復)に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取組のこと。

### **新・放課後子ども総合プラン**

主に共働きの家庭が、小学校入学後、子どもを夕方まで預けることが困難になり、保護者の働き方の変更を強いられることが社会問題となっている(「小1の壁」と言われている)。地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、すべての小学校区において、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策のこと。

### **スクリーニング**

保育園等の保育者を対象に実施した問診票の結果から、不安や心配ごと等を総合的に判断して、就学に向けて専門的な支援の場である5歳児発達相談の対象者を選別すること。

### **ワーク・ライフ・バランス**

ワーク・ライフ・バランス(work life balance)とは、「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことである。

### **インクルーシブ教育システム**

障害のある者と障害のない者がともに学ぶ場を共有するとともに、個別の教育的ニーズの必要な子どもに対し、自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な学びの場を提供する仕組みのこと。

### **ICT(情報通信技術)**

情報・通信に関する技術「Information and Communication Technology」の略称。パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレット、スマートスピーカーなど、様々な形状のコンピュータを使った情報処理や通信技術の総称。

### **キャリア教育**

少子高齢社会の到来、産業・経済の構造的変化、雇用形態の多様化・流動化等、将来の不透明さが増幅するとともに、就職・進学を問わず、進路をめぐる環境は大きく変化しておりフリーターやニートが大きな社会問題となっている。このような状況の中、子どもたちに「生きる力」を身につけさせ、明確な目的意識をもって日々の生活を送り、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育をいう。

# 香美町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 6 月 20 日条例第 24 号

## (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、香美町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項に関すること。
  - (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関すること。
  - (3) 前 2 号に規定するもののほか、子ども・子育て会議が必要と認める事項
- 2 子ども・子育て会議は、前項各号に規定する事項に関し、自ら調査審議して町長に意見を述べることができる。

## (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験を有する者
  - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
  - (3) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
  - (4) 公募に応じた者
  - (5) その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認める者
- 3 前項第 4 号に掲げる委員は、町内に住所を有する者から選出する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

## (会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、第 3 条に規定する委員のほか、会議の運営上必要な者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (その他)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(招集の特例)
- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。  
(香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年香美町条例第37号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

## 香美町子ども・子育て委員会名簿

				任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日 (敬称略)		
役職	氏名	(任期：中途)	所属等	選出区分(第3条)		
会長	太田 清美			(1)子ども子育て支援に関する学識経験を有する者		
副会長	伊澤 宏昭	(～R6.8.26)	香美町連合自治会	(5) その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認めるもの		
	太田垣 修	(R6.8.27～)	〃			
委員	達富 真美保		香住幼稚園	(2)子ども子育て支援に関する事業に従事する者		
	伊藤 無學		みなと保育園			
	西村 蓮希		宝樹保育園			
	松本 吉栄	(～R6.8.26)	小代認定こども園			
	片山 眞理	(R6.8.27～)	〃			
	田村 竜二	(～R6.8.26)	香住幼稚園保護者会		(3)法第6条第2項に規定する保護者	
	上田 真之介	(R6.8.27～)	〃			
	谷林 靖文	(～R6.8.26)	青葉保育園保護者会			
	福本 桃子	(R6.8.27～)	〃			
	西浦 みゆき	(～R6.8.26)	宝樹保育園保護者会			
	山本 裕美子	(R6.8.27～)	〃			
	本上 啓子	(～R6.8.26)	小代認定こども園保護者会			
	吉田 あおい	(R6.8.27～)	〃			
	田渕 尚美	(～R6.3.11)				(4)公募に応じた者
	上田 雅子		香美町民生委員児童委員協議会			(5)その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認めるもの
藤澤 昌彦		香美町社会福祉協議会				
岩瀬 澄男		香美町青少年育成推進会議				
清水 勇作	(～R6.8.26)	〃				
小林 恭平	(R6.8.27～)	香美町商工会青年部				

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(招集の特例)
- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる子ども・子育て会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。  
(香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年香美町条例第37号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

## 香美町子ども・子育て委員会名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日  
(敬称略)

役職	氏名	(任期：中途)	所属等	選出区分(第3条)	
会長	太田 清美			(1)子ども子育て支援に関する学識経験を有する者	
副会長	伊澤 宏昭	(～R6.8.26)	香美町連合自治会	(5) その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認めるもの	
	太田垣 修	(R6.8.27～)	〃		
委員	達富 真美保		香住幼稚園	(2)子ども子育て支援に関する事業に従事する者	
	伊藤 無學		みなと保育園		
	西村 蓮希		宝樹保育園		
	松本 吉栄	(～R6.8.26)	小代認定こども園		
	片山 眞理	(R6.8.27～)	〃		
	田村 竜二	(～R6.8.26)	香住幼稚園保護者会		(3)法第6条第2項に規定する保護者
	上田 真之介	(R6.8.27～)	〃		
	谷林 靖文	(～R6.8.26)	青葉保育園保護者会		
	福本 桃子	(R6.8.27～)	〃		
	西浦 みゆき	(～R6.8.26)	宝樹保育園保護者会		
	山本 裕美子	(R6.8.27～)	〃		
	本上 啓子	(～R6.8.26)	小代認定こども園保護者会		
	吉田 あおい	(R6.8.27～)	〃		
	田渕 尚美	(～R6.3.11)			
	上田 雅子		香美町民生委員児童委員協議会		(5)その他子ども・子育て会議の運営上、町長が必要と認めるもの
藤澤 昌彦		香美町社会福祉協議会			
岩瀬 澄男		香美町青少年育成推進会議			
清水 勇作	(～R6.8.26)	〃			
小林 恭平	(R6.8.27～)	香美町商工会青年部			

## 策定の経緯

---

### 1 香美町子ども・子育て会議

#### ○会議開催

第1回 令和5年 8月29日

第2回 令和6年 3月27日

第3回 令和6年 8月27日

第4回 令和6年11月 8日

第5回 令和7年 1月29日

### 2 パブリックコメント

○意見募集期間 令和7年2月 日～令和7年2月 日

### 3 香美町教育委員会

○意見聴取 令和7年2月 日